

「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」

【保存計画書】

平成29年4月

金沢市

## 保存計画書 目 次

<b>第1章 文化的景観保存に向けて</b>	1
1－1 現 状	1
1－2 文化的景観を保護する意義	3
1－3 文化的景観を保護するための課題	4
1－4 保存計画策定の目的	5
1－5 保存計画策定に至る経過	6
<b>第2章 文化的景観の位置及び範囲</b>	8
2－1 位 置	8
2－2 範 囲	8
<b>第3章 文化的景観の保存に関する基本方針</b>	13
3－1 保存管理の基本方針	14
3－2 整備活用の基本方針	16
3－3 管理運営の基本方針	18
<b>第4章 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項</b>	20
4－1 土地利用の方針	20
(1) 金沢城公園周辺区域	21
(2) 浅野川・犀川	23
(3) 辰巳用水・大野庄用水・鞍月用水	24
(4) 惣構跡	25
(5) 卯辰山公園区域	25
4－2 行為規制の方針	27
(1) 土地利用等の規制に関する法令等	27
(2) 金沢市景観計画の概要	39
(3) 文化的景観の重要な構成要素の特定	41
(4) 重要文化的景観の滅失またはき損、現状変更等の取扱基準	
	62
<b>第5章 文化的景観の整備に関する事項</b>	63
5－1 歴史的建造物の修復	63
5－2 伝統技術の継承	64
5－3 「嗜み」の文化の継承	68

5－4	金沢市歴史的風致維持向上計画に基づく整備事業	69
5－5	その他文化的景観の保護に資する事業	71
<b>第6章 文化的景観の保存するために必要な体制に関する事項</b>		<b>72</b>
6－1	行 政	72
6－2	市民・民間事業者等	73
6－3	伝統的コミュニティ活動の支援	74

## 第1章 文化的景観保存に向けて

### 1-1 現状

#### ①良好に残してきた都市構造と伝統文化

金沢は、最大大名である加賀藩の政治、経済、文化の中枢機能を果たした城下町であり、城下町発展の各段階を投影した都市構造を今日まで継承している。そして、金沢は400年以上も戦禍に遭わなかった平和都市であり、同時に自然災害の大きな被害を受けなかったことから、現在も当時の都市構造（坂路、広見を取り込む城下町独特の街路網、惣構・用水網など）と歴史遺産（武士住宅、武家庭園、寺社建築、町家及び近代建築並びに土塀が連なる武家屋敷群、寺院群、茶屋街などの歴史的な街並み）が良好に残る。また、それらの基盤を成す起伏に富んだ地形や台地の縁や市街地の背景を成す丘陵地域の豊かな自然が、都市空間に変化と潤いを与えていている。

さらに、それらの中で一体となって近世以来の伝統を伝える多様な文化や工芸技術が、現在も市民生活に息づいている。伝統技術については、加賀藩の細工所の伝統を受け継ぐ「加賀象嵌」、「金沢漆器」、「金沢仏壇」のほか、「加賀友禅」、「金沢箔」、「大樋焼」など伝統を伝える工芸の数が多い。藩政期の武家文化に始まった伝統技術は、時代とともに庶民の生活文化にも深く関わるようになり、身近なものとして定着してきた。また、武士の嗜みであった能楽や茶の湯などの伝統文化が現在も継承されている。具体的には、老舗の店主が客人をもてなすために謡を嗜み、一般民家においては茶室を有する家屋がみられ、市内各所で茶会も多数開催されるなど広く市民生活に浸透している。

このように、「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」は、前田家による金沢城下町の建設にはじまり藩政期にその基本構造が整えられたのち、近代以降も新しい要素や流行を獲得しながら複雑に変容してきた結果、現在の都市景観の中に歴史的重層性を色濃くとどめるとともに、都市に暮らす人々の精神的・文化的特色を強くあらわしている。

#### ②文化的景観の一体性（形態上・機能上の有機的関連からみる全体としての価値）

金沢において、いかに固有の文化が育まれ、場所性が保持されてきたか、その要因については保存調査報告書に詳細に述べてあるとおりであり、決して単純なものではないが、あえて端的に整理して説明するならば、1) 日常生活に浸透する「嗜み」の文化、2) 文化活動における多様な空間的利用、3) 金沢らしい美意識の表出と醸成、4) 職人や関連業種の集まる町場の存続、の4点に集約できよう。

##### 1) 日常生活に浸透する「嗜み」の文化

伝統的作法・教養を身につける嗜みの文化は、藩政期に由来し、能楽や茶道の奨励は武士階級から次第に町人層へと広がるとともに、書画・骨董品の価値を尊ぶ風潮も見られた。いずれも百万石の大城下町ならではの財力を背景にしたもので、明治期以降は武士階級に代わって財をなした商人層がその文化を引き継いだ。

また、金沢の人たちには、冠婚葬祭や人生儀礼など特別な日の贈答慣行だけではなく、日常的にも贈答慣行が顕著にみられる。こうした慣習自体が金沢の精神的風土であり、何事も丁寧にふるまおうとする武家文化の名残として、今もうかがい知ることができる。

## 2) 文化活動における多様な空間的利用

茶室や庭園では日常的にも茶会が行われ、能楽鑑賞もたびたび行われている。

また、金沢城跡や兼六園の他、犀川・浅野川・卯辰山などの野外空間においては、伝統芸能や桜の花見などが行われる。晴れやかな舞台として、四季折々に都市空間が多彩に利用され、賑わいを見せている。

## 3) 金沢らしい美意識の表出と醸成

加賀藩は城内や周辺に御細工所を設けて、前田家のみならず上級武士や寺社が用いる様々な道具類を自前で製作できる水準まで高めた。また、加賀友禅、加賀宝生、加賀万歳など、地域性をもった伝統文化の数々は、全国的にみても貴重なものとなっている。金沢というブランド力は、工芸技術や美意識の確かさ、製品へのこだわりや誇りをあらわし、城下町という空間的イメージと一体となって、高級消費財としてのイメージが定着している。金沢に暮らす人々は、日常的に美しいものを見し、手に触れる機会を得て、その審美眼を向上させていった。

## 4) 職人達や関連業種の集まる町場の存続

金沢においては、関連する諸道具を作り、販売する商店なども含めた「金沢ブランド」ともいえる独自の文化産業が成立している。能楽、謡曲、茶道、華道、香道など、さまざまな「嗜み」の文化と関連した諸職業が市中の至るところにみられ、日常的に需要を満たしてきた。伝統工芸作家は市内の中心部に集まり、また古美術商や骨董品、紙商、和菓子店、呉服商など、数そのものは減ってはいるものの、町場のポテンシャルは維持されている。近年は、伝統文化や美術工芸品を鑑賞できる施設が市街地中心部に集まり、充実している。

金沢においては、都市に暮らす人々の伝統的な作法や教養にもとづく諸活動によって、茶室や庭園、能舞台などの私的な遊興施設や、多くの人が集まる河川敷や卯辰山、街路空間や寺社境内など、城下町の様々な空間を四季折々に演出し利用してきた。さらに文化的素養に基づく日常的な需要は、市街地の各所に職人たちや関連業種の集まる町場の風情を漂わせ、金沢独自の確かな美意識を醸成させるとともに、繊細な伝統工芸技術や豊かな食文化などに裏付けされた、高い付加価値「金沢ブランド」と呼びうる文化産業に結実している。つまり、城下町を基盤とする金沢市街地には、成熟した都市の文化が発達し、それぞれの活動が相互に有機的な関係を保つことで、市民の暮らしに深く浸透しているのである。

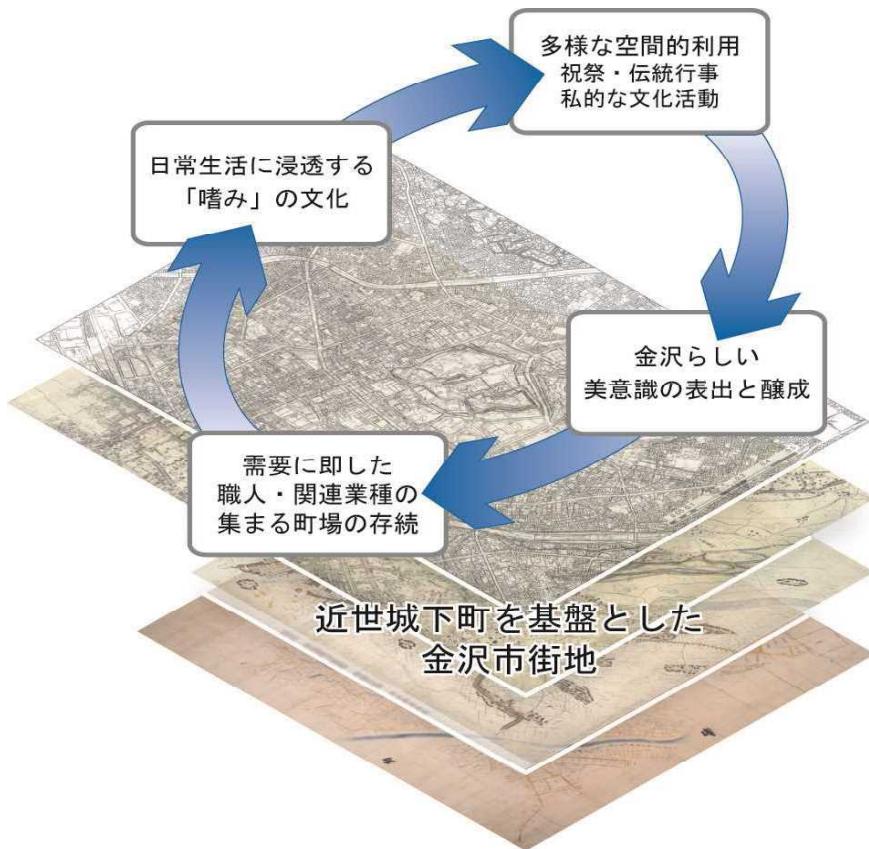


図1 「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」の体系（概念図）

## 1-2 文化的景観を保護する意義

「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」を保護する意義とは、藩政期に由来する地域固有の文化が映し出された景観とその場所性に依拠した関係施設を後世に継承するとともに、市民生活の中に今もなお息づいている伝統文化や伝統技術、伝統的な生活様式など、日本文化としての高い文化の質を維持し続け、より発展させることが、本市が課せられた「歴史に責任を持つまち」としての責務をまちづくりの場面において実現する道筋に繋がるものであることがある。そして、その努力を続けることは、城下町に由来する金沢の個性や魅力をさらに磨き高めることに繋がる。

とりわけ、「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」が、今まで受け継がれてきた理由には、江戸初期に計画的な城下町が成立したあと、都市構造を一変させるような災害や大規模な改変がなかったという要因にも恵まれたが、なによりも金沢に住む人々の積み重ねてきた日々の営為、たゆまぬ努力と研鑽があったことも忘れてはならないだろう。そして、文化的景観を保護していくためには、地域住民による文化的景観の価値の理解とそれを維持する協力が不可欠である。地域固有の文化によって映し出された景観が、自分たちのかけがえのない財産であるという意識が高まれば地域の個性を大切にするようになり、自分たちの考え方でその地域にふさわしいまちづくりをしていくことに繋がる。そして、さらには金沢の文化的景観の特性を活かし、様々な商業や観光等とも結びつけることにより、持続的に発展すべき風格と魅力ある都市「世界都市・金沢」の実現を目指すものである。

### 1－3 文化的景観を保護するための課題

文化的景観は、有形の要素と無形の要素が一体となって、その土地独特の雰囲気や場所の特性をあらわしているもので、単に目に見えるものだけで捉えることはできない。個々の有形の要素と無形の要素が有機的に組み合わされ、まとまりをもつ総体として成り立っている。

近世城下町を基盤とする金沢市街地には、成熟した都市文化が生まれ、都市に暮らす人々の日常に今もなお深く浸透している。伝統環境の喪失と無秩序な開発などにより、文化的景観としての価値を失うことは避けねばならない。本市の中心として発展し続けてきた金沢市街地は、今後、現代に生きる都市として、商業、業務機能を充実させると同時に、ほんものの歴史と文化に依拠したまちづくり施策を総合的に推進していく必要がある。

「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」の保護に向けては、生活様式の変化、伝統技術継承者の減少、さらにはまちなか居住者の減少、高齢化、地域コミュニティの希薄化の進行しつつある社会的背景は、厳しい状況といえるだろう。しかし、本市では、すでに文化財保護・都市計画・景観の各分野が連携し、歴史・文化に配慮したまちづくり方針のもと、多様な整備事業や伝統文化振興事業が行われ、着実に効果をあげつつある。今後も多様な施策を組み合わせながら、市民との協働による具体的かつきめ細やかな取り組みが必要である。そして、個々の課題に対して、どれかひとつに偏ることなくバランスを保ち、文化的景観の保護に有効な取り組みを推進していくことが望まれる。

## 1－4 保存計画策定の目的

平成7年（1995）、本市は基本構想として「金沢世界都市構想」を策定し、これを最上位計画として位置付けた。本構想は、金沢の財産である優れた個性や魅力を磨き高めるとともに、都市の基盤の充実を図り、市民本位、市民主体で生活をいっそう豊かで安定したものにすることを目指している。本構想具現化のため策定した平成8年（1996）の「金沢市新基本計画」に続き、平成18年（2006）に「第2次基本計画」を策定し、目下その具現化を進めている。

「第2次基本計画」では、「元気なまち」、「美しいまち」、「安心して暮らせるまち」という金沢をつくることを目標に掲げている。この3つの目標を実現するため、10の重点プロジェクトを掲げ推進している。

なお、第2次基本計画策定の課題として、金沢の個性を的確に捉え、そのことを強みとして施策に活かしていくことが大切であり、藩政期以来の城下町らしい風格と、都市の賑わいづくりを推進することなどの目標があげられている。こうしたいくつかの計画の課題を反映した、10の重点プロジェクトの中には、「金沢らしさを生み出す固有の資産」を守り伝えるという観点をもった多様な事業も盛り込まれている。

「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」の保存の取り組みは、「金沢の個性」を改めて的確に捉え、強みとして施策に活かそうとするものであり、それと同時に、重点プロジェクトの中に含まれる「伝統的都市景観の保全」や「文化遺産の保存」、「金沢ゆかりの文化の保存・活用」などといった事業と同様、「金沢らしさを生み出す固有の資産」を守り伝える個別事業の一つである。

また、文化財行政と景観行政の両者によって成り立つ文化的景観の保護制度は、これまで本市が進めてきた伝統環境保全の取り組みを、さらに発展させるために効果的な制度であり、この制度を活かしつつ、「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」を文化財として保存活用するために、本保存計画を策定するものである。

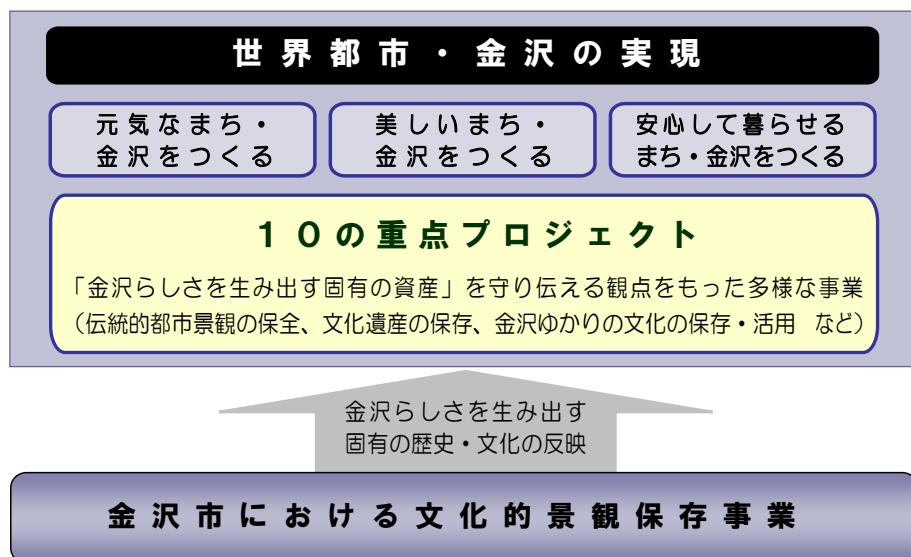


図2 本市のまちづくりの方針（金沢世界都市構想（第2次基本計画）における  
文化的景観の保存事業が果たす役割

なお、本保存計画の検討に際しては「金沢世界都市構想 第2次基本計画」のほか、特に関連性が高い本市の計画である「金沢市都市計画マスタープラン」、「金沢市景観総合計画」、「金沢市景観計画」、「金沢市歴史遺産保存活用マスタープラン（歴史文化基本構想）」、「金沢市歴史的風致維持向上計画」と連携を図って策定を行った。

## 1-5 保存計画策定に至る経過

本市は、平成元年に「金沢市景観条例」を制定したが、金沢独自の景観まちづくりをさらに発展させるため、平成18年度から景観法に基づく景観計画の検討に着手した。また、世界遺産登録の暫定リスト入りを目指すため、平成18年（2006）12月に提案書「城下町金沢の文化遺産群と文化的景観」を文化庁に提出し、文化的景観を構成資産と位置付けた。このような経過を踏まえ、藩政期の都市形成を基盤とした城下町とその周辺域について、平成19年度から文化庁補助金の交付を受けて文化的景観保存調査事業を実施している。

なお、文化庁において、平成17年度から平成19年度にかけて「採掘・流通及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」が実施された。この調査研究事業において、「金沢市街地」が「（特に近世）城下町が基盤となって形成される現在の都市景観」として「重要地域」に選択されている。

平成19年（2007）4月に、本市では歴史遺産保存検討委員会を設置するとともに、各分野の歴史遺産を専門的に検討するための検討部会を組織した。その組織の一つとして、文化的景観検討部会を設置し、平成19年度に3回、平成20年度に2回の計5回開催し、本市の文化的景観の特性や保存計画等についての検討を行った。

また、平成20年11月から12月にかけて、景観条例の見直しについての説明と共に、金沢の文化的景観の取り組みについて、文化的景観区域内の住民への説明会を計19回開催し、本市の文化的景観の価値について周知を図った。

さらに、平成21年4月に重要文化的景観選定申出区域内の住民に対し、重要文化的景観の制度や規制についての説明会を計5回開催した。説明会において、重要文化的景観の選定申出に対し、地域住民の支援と協力を頂くことに理解を得た。



文化的景観検討部会開催状況



住民説明会の状況（味噌蔵校下）

**表1 文化的景観検討部会 委員名簿**

	氏 名	所 属	専門分野
1	宇佐美孝	金沢市近世史料館 専門員	近世史
2	梶川勇作	金沢大学 名誉教授	歴史地理学 経済地理学
3	金森千榮子	メディアプロデューサー	
4	小林忠雄	北陸大学 未来創造学部 国際教養学科 教授（部会長）	民俗芸術学 都市人類学
5	小林史彦	金沢大学 理工研究域環境デザイン学系 講師	都市計画・景観計画・歴史的環境保全計画
6	鍔 隆弘	金沢美術工芸大学 美術工芸学部デザイン科 准教授	環境デザイン 造園学
7	中森勉	金沢工業大学 環境・建築学部建築学科 准教授	日本近代建築史 建築保存・修復計画
8	橋爪紳也	大阪府立大学 21世紀科学研究機構 教授	建築史・都市文化論
9	馬場先恵子	金沢学院大学 美術文化学部 文化財学科 教授	都市環境計画
10	藪俊彦	宝生流能楽師	
11	横山方子	石川郷土史学会	
特別顧問	金田章裕	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 機構長	人文地理学 歴史地理学

**表2 文化的景観保存事業に関する取組み経過一覧**

年 月	項 目
平成18年 6月	・文化庁による「採掘・製造、流通・往来及び居住に関する文化的景観に関する調査研究」 一次調査依頼；市で候補地を提出
11月	・世界遺産暫定候補提案書「城下町金沢の文化遺産群と文化的景観」を文化庁に提出（継続審議となる）
平成19年 3月	・文化庁の調査研究事業 二次調査箇所「金沢市街地全域」、「近江町市場」、「西の郭茶屋街」
4月	・文化的景観研究チームを設置
6月	・文化的景観検討部会を設置
7月	・文化的景観調査業務委託；文化財保存計画協会
8月	・文化庁の調査研究により、金沢市街地が重要地域のひとつに含まれる。 (近世城下町が基盤となって形成される現在の都市景観として)
9月	・平成19年度 第1回文化的景観検討部会開催
12月	・平成19年度 第2回文化的景観検討部会開催
平成20年 3月	・平成19年度 第3回文化的景観検討部会開催
8月	・平成20年度 第1回文化的景観検討部会開催
11月～12月	・「文化的景観」について住民説明会を計19回開催
平成21年 2月	・平成20年度 第2回文化的景観検討部会開催
4月	・重要文化的景観選定申出区域に該当する住民に対して説明会を計5回開催
6月	・平成21年度 第1回文化的景観検討部会開催

## 第2章 文化的景観の位置及び範囲

### 2-1 位 置

本市は、石川県のほぼ中央に位置する北陸地方の中核基幹都市である。明治22年（1889）の市制施行以後、近隣町村との度重なる編入・合併によって市域を拡大し、現在人口約45万人を有する中核市となっている。また、石川県の県庁所在地でもある。

本市は、かつて百万石を誇った加賀藩前田家が築き上げた城下町の風情を、今もなお色濃く残している都市であり、「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」の位置は、現在の本市の中心市街地とほぼ重なっている。



図3 文化的景観の所在地

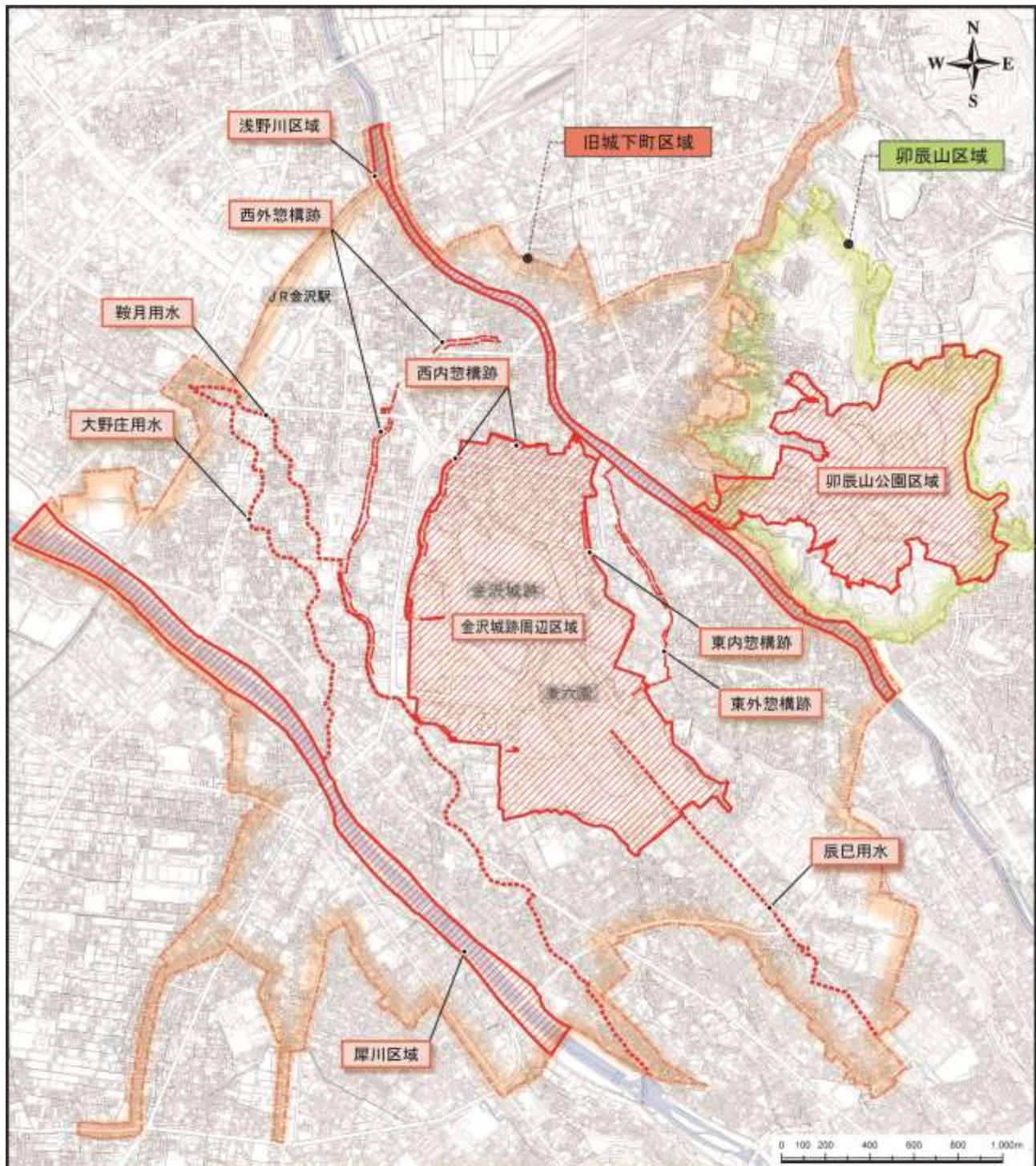
### 2-2 範 囲

景観行政団体である本市は、「金沢市景観計画」（平成21年7月策定）において、旧城下町区域と卯辰山区域を「文化的景観区域」として位置づけた。

この2区域の中から、金沢城跡や兼六園を中心に概ね近世城下町形成の初期段階の範囲にあたる内惣構の内側を目安とした「金沢城跡周辺区域」と、その後背地の自然景観と重なる「卯辰山公園区域」の2区域、ならびに「犀川」・「浅野川」・「大野庄用水」・「鞍月用水」・「辰巳用水」、「惣構跡」の構成要素を含む範囲について、「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」の重要文化的景観の申出範囲と定めた。

「金沢城跡周辺区域」は、東西内惣構跡を基本として道路や風致地区の区域境界等を目安にその範囲を設定し、「卯辰山公園区域」は、概ね都市公園の範囲を対象としている。

なお、景観計画に位置づけた旧城下町区域と卯辰山区域内においては、今後も適宜条件のそろった区域から、追加の申出を行うものである。



凡例	◆文化的景観区域 (金沢市景観計画に位置づけた区域)	◆重要文化的景観選定申出範囲 (金沢市が国に申出を行う区域)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆文化的景観区域 (金沢市景観計画に位置づけた区域)</li> <li>○ 旧城下町区域</li> <li>■ 卯辰山区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆重要文化的景観選定申出範囲 (金沢市が国に申出を行う区域)</li> <li>■ 卯辰山公園区域・金沢城跡周辺区域・犀川区域・浅野川区域</li> <li>- - - 惣構跡</li> <li>----- 用水 (一部惣構堀と重複)</li> </ul>

図4 文化的景観の区域及び重要文化的景観選定申出範囲図

今回、重要文化的景観の選定申出にあたって、保存調査の結果に基づき、金沢市景観計画に位置づけた旧城下町区域・卯辰山区域の中から、特に文化的景観として保護すべき重点箇所を抽出した。以下に、重要文化的景観の選定申出を行う区域の現状を示す。

### ①金沢城跡周辺区域

金沢城跡周辺区域は、概ね城下町形成の初期段階の範囲に該当し、「金沢御堂」の門前に発生した中世寺内町に起源をもつ。この区域における近世城下町における土地利用は、内惣構の内側にあって、城に隣接した藩の諸施設、上級武士や有力町人たちの居住地などが集まっていたもので、直線的に区画された大きな町割りが基本となっていた。藩政期に整備された街路網は、部分的な改変はあるものの概ね良好に残しており、現在の都市づくりに引き継がれている。また、金沢を代表する歴史遺産や、各時代の流行を取り入れた歴史的建造物の集積もみられる。このように、本市の中心市街地として発展し続けてきた中で、城下町を基盤としつつも常に都市の中心機能を担うための用途に対応してきたことを物語る、歴史的重層性の顕著な区域である。

現在、金沢城跡周辺区域は、本市の行政・商業機能が集まるとともに、美術館や博物館、茶室などの文化施設が多くあり、藩政期以来の伝統に依拠した諸活動が行われる場所として、文化的景観の形成に大きく寄与している。本区域の中心部には金沢城跡や兼六園があり、南側の本多の森公園、南西側の中央公園とあわせて、広大かつ豊かな緑地空間が保たれ、文化施設群と一緒に憩いの場として広く提供されている。

区域北側は、金沢城の正面（大手）にあたり、有力商人が集まり商業・文化活動を支えた尾張町界隈、近江町市場の存在など、藩政期以来の賑わいと繁栄を示す特徴的な街区が形成されている。

区域南側は、旧武家地の大きな街区の上に、美術館や博物館等の文化施設が集約されており、日常的に市民が能楽や茶の湯に親しむ機会が提供されている。また、香林坊と兼六園を結ぶ廣坂通りには、九谷焼や金沢漆器などの伝統工芸品を扱うギャラリーや名店が軒を並べる。近年、金沢21世紀美術館や金沢能楽美術館も加わり、金沢の芸術文化の継承と発展の中心地としてさらに厚みを増している。



街路樹の緑豊かな広坂通り



伝統工芸関連業種が集まる旧新町の町並み



近江町市場の賑わい



文化施設を利用した茶会の様子

## ②卯辰山公園区域

金沢城の北東に位置する卯辰山は、市街地から望む緑地景観、あるいは行楽の場所として、市民に身近な山として存在している。また、兼六園の借景ともなっており、景観保全のために風致地区に指定している。

現在、卯辰山の主要な範囲は、卯辰山公園として開設している。公園内には、市街地を一望できる見晴らし台や、四季折々の美しい表情を見せる花菖蒲園、緑豊かな木立の中にある 60 を超える文学碑、顕彰碑を辿りながら、散策できる遊歩道などが整備されている。また、公園内に設置された卯辰山工芸工房においては、工芸技術者育成、工芸資料の展示、市民工房の開設が行われ、文化活動の場として利用されている。



浅野川から見た卯辰山



卯辰山公園見晴らし台

## ③犀川区域・浅野川区域

犀川と浅野川は、市街地を南東方向から北西方向にほぼ並行して流れている。かつては天然の堀として機能したもので、犀川大橋・浅野川大橋は、北国街道から金沢城下への重要な入口となつた。

犀川は、市街地を流れる大野庄用水や鞍月用水の取水源となり、城下を流れた用水の一部は浅野川へと注がれている。

両河川の橋の上や河原には清流や緑を眺めながら散策する人の姿が多く、浅野川に迫る卯辰山や松並木の姿、あるいは上流側には医王山・戸室山、野田山といった山々、さらには白山山系の山並みが遠望できる。また、浅野川では、清流を活かした「加賀友禅流し」が現在も行われている。四季折々の表情豊かな河川の自然環境は、地形の変化に富んだ金沢らしい風土や景観的特徴を象徴的に示す重要な要素となっている。



浅野川



犀川

#### ④用水（金沢城とその城下町の形成に寄与した用水群）

金沢城下を流れる用水は、犀川や浅野川の分流を源流とするなど、本来の自然地形を生かして整備された。現在も、下流域では農業用水として機能している。軍事的な観点や身分階級別のゾーニングなどが配慮された近世城下町の都市構造の中に、用水の流路線形は合理的に組み込まれ、都市生活の中で利用され、大切に継承されてきた。

特に、大野庄用水、鞍月用水、辰巳用水はいずれも金沢城下町の形成に寄与した用水である。大野庄用水は、金沢城築城のために木材等の物資を運ぶために利用されたとされる。鞍月用水は、流れの一部が西外惣構堀としての役割を果たしている。これらの用水は、城下町の防火や生活用水としても利用された。辰巳用水は、寛永の大火により金沢城が焼失した後、防火用水の役割を果たすために造られたが、城内の飲料水や周辺の空堀を潤し、さらに兼六園にも導水されている。

現在、いずれの用水もその流路線形に大きな変化はなく、藩政期以来金沢のまちなみには潤いとやすらぎをもたらしてきた。



大野庄用水



鞍月用水

#### ⑤惣構跡

近世初期に城下を土塁と堀で二重に取り囲む防衛施設（内惣構、外惣構）が構築された。内惣構跡は慶長4年（1599）に構築され、外惣構跡は慶長15年（1610）から翌年にかけて構築された。これまでの調査により、河岸段丘の自然地形を巧みに利用して、等高線を縫うように走ることが確認されている。東内惣構跡の枯木橋北地点の発掘調査においては、当初は河岸段丘の崖面を利用した土居であったが、次第に石垣を積んで堀幅を狭くしていった変遷が確認されている。

現在、土居はほぼなくなったが、堀はほとんどの区間が用排水路として利用されている。また、惣構に沿って形成された道の線形や地形の高低差、石垣の残存状況などによって位置を確認できる。



東内惣構跡（整備された枯木橋北地点）



西外惣構跡（金沢21世紀美術館南側）

### 第3章 文化的景観の保存に関する基本方針

重要文化的景観の選定申出にあたり、以下のとおり保存管理、整備活用、運営の基本方針を定め、文化的景観の価値を顕在化することにより、継承・発展に努めるものである。

表3 文化的景観の保存に関する基本方針項目一覧

基本方針	保存管理
	<ul style="list-style-type: none"><li>●全般的な都市構造の継承</li><li>●シンボル性の高い空間の保持</li><li>●美しい自然や風土の保全</li><li>●歴史の重層性を示す個別の構成要素の保存と修理</li></ul>
	<b>整備活用</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●都市の個性と魅力を向上させる整備事業の推進</li><li>●多様な文化活動における城下町空間の積極的利用</li><li>●金沢らしい美意識と技術の研鑽</li><li>●個々の街区の特徴を活かすための支援・誘導</li></ul>
	<b>管理運営</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●精神的・文化的風土の基盤をなす地域コミュニティの尊重（町会活動の支援）</li><li>●市民と行政の協働による仕組みづくり</li><li>●行政における文化的景観に関する体制の整備</li></ul>

### 3－1 保存管理の基本方針

中心部から縁辺部まで、旧城下町区域における歴史の重層性について保存することに努める。具体的には、城下町形成に関わる特徴的な要素の保存を図るとともに、各時代の様式を示す歴史的建造物や、土地の由来、来歴を示す特徴的な有形・無形の要素の保存に努める。

#### ①全体的な都市構造の継承

金沢市街地には、金沢城跡を中心に、二重の惣構を越えて城下の縁辺部に至るまで、歴史の重層性を随所にみることができる。

本市では重要文化的景観の選定申出を行う前提として、縁辺部までを含む概ね旧城下町の範囲と卯辰山について、金沢市景観計画において「文化的景観区域」と位置づけ、風格ある歴史的景観を保全しつつ、時代に合わせて移りわりゆく都市的景観が全体的に調和した、重層性のある景観づくりを進めるものとする。

同時に、城下町としての都市構造をあらわす特徴的な要素である河川および橋梁、街路網、用水については、文化的景観の重要な構成要素として適切な維持管理に努めるとともに、必要に応じて詳細な調査研究を行うものとする。

#### ②シンボル性の高い空間の保持

金沢城を中心とする一帯は、近代化によって表層は変化してきたが、成熟した都市文化が深く浸透することで、有形の要素と無形の要素が一体となったシンボル性の高い空間へと発展し、都市の求心力を常に保持し続けてきたと考えられる。特に、城跡、庭園群、特徴的な町割（寺社地および街区）と緑地からなる内惣構の内側はその様相が顕著であり、文化的景観の保存上重要な意味を持つ場所である。

このため、金沢城跡周辺区域については、有形・無形の要素がもたらすまとまったシンボル性を維持するべく、土地利用の保存管理を適切に誘導するものとし、その中から文化的景観の重要な構成要素として保護の対象を特定し、適切な維持管理に努めるものとする。

#### ③美しい自然や風土の保全

金沢の都市形成の基盤となった地形を表す犀川、浅野川の2つの河川並びに卯辰山は、金沢の自然美を強く印象づけるものとして広く市民に認知されてきた。また、金沢城跡や兼六園、本多の森などは都市の中心部の貴重な緑地となっている。

美しい四季の風情を感じ、開放的で緑豊かな自然景観は、市民が日常的に親しむだけではなく、多様な伝統行事や文化活動が行われる、金沢を代表する空間でもある。したがって、保存管理にあたっては、まちなかにあって潤いと安らぎを与える貴重な自然景観を積極的に保全するとともに、快適な利用に努めるものとする。

#### ④歴史の重層性を示す個別の構成要素の保存と修理

歴史の重層性を示す歴史的建造物については、文化的景観の重要な構成要素として特定

し、適切な保存管理を図るとともに、必要に応じて修理を行いその本質的価値の維持・回復に努める。

また、埋蔵文化財については、惣構跡など藩政期に由来する遺構調査を進めているが、今後も金沢城跡と旧城下町区域の保護を一体のものとして捉え、史料との照合などにより調査・研究を深めるとともに、貴重な遺構が発見された場合はその保護に努める。

### 3－2 整備活用の基本方針

近世城下町を基盤とした都市の個性と魅力を向上させるため、関連計画や各種事業に基づき積極的に整備・活用を図るものとする。

整備事業については、土地利用の歴史的変遷を十分踏まえ、関係機関と連携しつつ、歴史的文脈に沿った景観形成を図っていく。

伝統文化や伝統技術については、後継者の育成や伝統技術を發揮するための機会の提供、伝統的な生業を継承するための施設の整備、振興発展のための支援などを行い、維持継承に資する施策を積極的に展開する。

さらには、文化的景観に関する勉強会、意見交換会や伝統文化を学ぶ「子ども塾」の開催など、市民がその価値について学習・体験する機会を幅広く提供することによって、地域の歴史、風土に根ざした持続的に発展するまちづくりが展開できるよう努めることとする。

#### ①都市の個性と魅力を向上させる整備事業の推進

文化的景観の重要な構成要素には、都市の基本骨格をなす犀川や浅野川などの河川や、金沢の象徴である金沢城跡、藩政期に由来する街路や用水、惣構跡など公共施設が多く含まれている。これらの公共施設の多くは、金沢市景観計画における景観重要公共施設、あるいは金沢市歴史的風致維持向上計画の歴史的風致維持向上施設等に位置付けられており、各計画に基づき、これまでに取り組んできた歴史的文脈に沿った整備をさらに進めるものとする。

また、歴史にふれながら散策できる安全な歩行空間の整備や、用水の流れを見せるための開渠化、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化、案内サインの整備などを推進する。

#### ②多様な文化活動における城下町空間の積極的利用

金沢城跡や庭園、茶室、街路など、文化活動を行う場として積極的に利用して、多くの人たちに金沢らしい文化に直接触れる機会を設けるように努める。

例えば、藩政期以来、身近な行楽・遊興の地としての卯辰山の利用や、犀川・浅野川の開放的な河川敷で繰り広げられる伝統行事や風物詩を、大切に継承することが重要である。さらには、豪華絢爛な百万石行列をメインイベントとする初夏の「金沢百万石まつり」、活きた町全体を会場とした民間主導の普及・啓発活動である「かなざわまち博」、金沢21世紀美術館が3年毎に市街地を舞台に行うプロジェクト型の展覧会「金沢アートプラットホーム」の開催など、多くの人が参加できるイベントを通して、伝統文化を継承し、発展させるための活動が積極的に行われていくことが望まれる。

#### ③金沢らしい美意識と技術の研鑽

伝統工芸に代表される金沢の「ものづくりの精神」を継承し、人材の育成に努めるとともに、産業界と協力しながら、伝統に裏づけされた金沢らしいデザインと確かな技術を発

展させた、多面的な工芸産業振興に取り組むものとする。

すでに、本市は伝統工芸を重視し、世界的な工芸コンペティションの開催や、人材の育成、さらに伝統的な工芸に現代産業やハイテク技術を融合させ商品開発を進め、海外に発信していく新たな挑戦も進められている。伝統工芸の技術が現代の産業と結びついて発展することで、付加価値を高め、市民のくらしの中に工芸品が活かされ生活の質を高めていくことが求められる。

近年、職人層の高齢化や中心市街地の空洞化により、街の中から、「ものづくり」の活気と伝統が失われつつある。このため、重要文化的景観区域において空家や空き店舗となっている歴史的建造物等を整備、活用し、伝統工芸産業工芸家や職人の工房など活動の場として利用するための施策を積極的に展開する。このことにより、金沢の手仕事の水準の高さを広く周知とともに、地域の魅力を高める。

また、建築関係の伝統技術構成者の育成に関しては、職人の高度な伝統技能を継承していくため、平成8年（1996）に開校した（社）職人大学校において担い手の養成を図っている。工芸家の育成を目指して設置した卯辰山工芸工房では、工芸技術者の育成のほか、工芸資料の展示と市民工房の開設も合わせて行い、工芸を中心とする文化の継承発展に努めている。

子どもたちへの教育・普及としては、「工芸こども塾」や「金沢素隣子こども塾」、「加賀宝生こども塾」を開催することにより若年からの金沢の工芸技術、伝統芸能に親しむ機会とし、後継者の発掘、育成の足がかりとするほか、「技と芸の人づくり（伝統芸能伝習者育成事業）」を継続・拡充して芸能部門の後継者育成に努める。

#### ④個々の街区の特徴を継承するための支援・誘導

まちづくり協定や旧町名復活事業等を活用して、薄れつつある町の特徴を十分把握するとともに、顕在化させることに努める。

また、伝統工芸技術は、分野によっては技術継承者が少數となっている場合もあり、後継者育成は本来の町場の特徴が失われることへの重要な課題でもある。まちなかに、伝統文化に関連する商店や工房などがまとまり、身近な生活文化に溶け込んだ町場独特の特性を保持するよう、各種事業を活用した支援誘導を図る。

### 3-3 管理運営の基本方針

文化的景観としての価値を守り、本市の歴史と伝統文化に対して高いアイデンティティを形成するためには、自らの手でその個性と魅力を磨き高めることが重要であり、地域住民の自主的な活動を尊重しながら、管理運営体制の充実に努めていくことが望まれる。このため、文化的景観の管理運営については、行政における施策面の充実と同時に、行政、地域住民、民間企業等が協働することによって、文化的景観を活かしたまちづくりを推進していくよう、体制の整備を図るものとする。



図5 管理運営の体制づくりのイメージ

#### ①精神的・文化的風土の基盤をなす地域コミュニティの尊重（町会活動の支援）

金沢固有の精神的・文化的風土には、町会が密接に関わっている。町会は、一本の通りに面して向かい合う家々のまとまりを基本単位とした地域コミュニティであり、町会の名前には藩政期の旧町名を引き継いだものも多くみられる。個々の町会の活動内容や組織のあり方は移り変わってきたが、町会を基本とした住民同士の交流とまちづくりが推進されることにより、自分と他者の関係があって成り立つ「嗜み」の文化を支えることが望まれる。希薄になりつつある地域コミュニティの継承は、文化的景観の保存上課題のひとつであり、今後町会単位の活動を尊重したまちづくりの推進による意識向上が重要と考えられる。



図6 尾張町付近の旧町割と現在の町会区分図

本市では、すでに旧町名復活事業（条例名：金沢市旧町名復活の推進に関する条例）に基づき、地域への愛着とコミュニティの拠り所として旧町名復活を推進しており、選定申出区域内においては、旧町名復活事業等を通じて町会活動の活性化に資するよう努めるものである。

## ②市民と行政の協働による仕組みづくり

市民や各種団体との協働による文化的景観の保存・活用を構築していくこととする。

市民及び民間事業者等がN P Oやまちづくり市民団体などの多様な活動を通し、文化的景観の保護の取り組みに積極的かつ主体的に参加することが求められる。特に民間事業者等においては、本市の文化的景観の価値について深く理解するとともに、その施策等について誠実に協力し、自らもその施策の実現に向けて各々の事業を展開することが求められる。このことから、地域住民による自主的な取り組みに加えて、市域全体で多様な主体が参加できる仕組みを整える。

特に、藩政期以来町人地として栄え、現在も歴史的な商業地として魅力が高い尾張町や新町などについて、地元の各種団体や地域住民と協働により文化的景観の保存に努める。

## ③行政における文化的景観に関する体制整備

本市における文化的景観の保護に関しては、府内の横断的連携を強化し、文化財保護とまちづくりの整合を図ることに努める。現行の「歴史遺産保存部」及び「歴史遺産調査研究室」を中心とする実行体制に加えて、当該文化的景観の価値に基づき、文化的景観を活かしたまちづくりを展開していくための整備検討委員会の設置を検討する。なお、本委員会の検討においては必要に応じて、地元の意見を聞くものとする。

## 第4章 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項

### 4－1 土地利用の方針

旧城下町区域は、歴史・文化的要素が集まり、金沢らしさを最も強く示すとともに、商業、業務機能の中心的役割を果たす重要な地区でもある。

金沢市都市計画マスターplan（平成21年3月見直し）において示すように、本市ではいったん拡散の進んだ市街地を、長期的な視野に立って都市構造を緩やかに変化させ、集約化を促していくことを、まちづくりの基本的な考え方としている。こうした、いわゆるコンパクトシティとして都心の求心力を回復させようとする動きによって、様々な都市活動における都心への比重が高まることが予測されている。

その際、旧城下町区域については、「城下町らしさ」を保つつつ、適切な土地利用を誘導し、既存の歴史・文化と新たな活動が調和した魅力あるまちづくりを実現させていくことが求められている。このため、金沢市都市計画マスターplanでは、旧城下町区域（重点地区）のまちづくりを「都市づくりを牽引する金沢の『芯』づくり」とすると、「にぎわい」、「ほんもの」、「みりょく」、「もてなし」を創造することをテーマとしている。この重点地区のまちづくりのテーマと方針は、金沢らしい成熟したまちを目指して設定されたものであり、現代的な都市活動と伝統的な城下町らしいたたずまいが共存するための役割を見出し、さらに発展・充実させていくことを促すものである。また、文化的景観としての特質をより際立たせ、継承していくための重要なテーマともなっている。

以下、選定申出区域の個別区域ごとに、文化的景観としての特徴的な土地利用や構成要素に基づく土地利用の方針を示す。

## (1) 金沢城公園周辺区域

### ①保存管理の基本的な考え方

- ・金沢城跡・兼六園を中心とする本区域においては、金沢らしい歴史や文化を象徴する区域として、風格と魅力ある都市空間を創出する。
- ・金沢城跡・兼六園とその周辺では、四季を通して、様々な伝統文化や伝統行事が行われる舞台となっており、伝統文化や伝統行事を継承する空間としての利用を今後も継続する。
- ・金沢の歴史や伝統文化を伝える文化施設が集積しており、各文化施設の専門性や立地的特性等を活かしつつ相互連携することにより、本区域全体の総合的な文化振興活動を推進する。
- ・都心部に重層的に集積している近世、近代の多くの歴史的建造物について、保存し活用を図る。
- ・まちなか居住の推進や商業、業務機能の充実を図ることにより、住、遊、職のバランスがとれた、にぎわいのある中心市街地の再生を図る。
- ・藩政期以来の各町の歴史的な土地利用の履歴を踏まえ、地域コミュニティの基本単位である町会によるまちづくり活動を積極的に支援する。
- ・都市計画や景観計画のほか、本市独自のまちづくり条例を積極的に活用し、文化的景観の保存管理上、効果的に機能するよう調整を図る。

### ②個別事項に対する方針

#### ●金沢城跡・兼六園（金沢らしい歴史文化の核であり象徴としての継承）

- ・小立野台地の先端部に位置する金沢城跡・兼六園については、風格と格調ある金沢の代表的景観として保全継承を図る。
- ・周辺部から仰ぎ見ることのできる歴史・文化の象徴として、街路や橋などからの視点場の保全に配慮する。
- ・伝統文化活動の場として継承するとともに、金沢城跡については復元的整備を推進する。

#### ●都市構造の継承

- ・金沢城周辺に藩政期から残る整然とした街路網や地割について、大きな改変がないよう保全・継承に努める。
- ・旧北国街道の都市計画道路事業のありかたについては、藩政期からの伝統と格式を有する尾張町の歴史的な土地利用変遷を十分踏まえた検討を行うこととする。

#### ●まとまりある緑地の保全

- ・都市公園や広坂周辺の街路樹の緑など、都心部にまとまって形成されている、風格ある豊かな緑地空間を保全する。
- ・寺社や民地に残されている巨樹、樹林の保存を図り、まちなかの緑の保全に努める。

#### ●寺社空間の継承

- ・本区域に含まれる小立野寺院群を構成する寺院は、城下町形成期における寺院群建設の歴史を今に伝えている。このほか、区域内に点在する寺社においても、それぞれ歴史的

な土地利用履歴を経て現在に至っている。今後も寺社境内として、個々の歴史性を伝える要素である庭園・樹林・巨樹・境内の建築物などの保存に配慮した土地利用の継続を図るとともに、周囲の歴史的町並みや用水、緑地、坂路などといった景観要素との一体的な調和を保つものとする。

### ●街区（界隈性）の継承

- ・藩政期以来、特権商人の町として栄えてきた尾張町を中心とする界隈（上今町町会、下今町町会含む）について、現在も老舗が数多くあり、今後もその生業が維持・継承されるよう努める。
- ・藩政期以来、商業地として栄えてきた新町について、金箔や友禅など伝統産業を営む店舗が数多くあり、今後もその生業が維持・継承されるよう努める。
- ・広坂商店街については、九谷焼や金箔工芸をはじめとする伝統工芸を営む店舗が数多くあり、広坂工芸のまちとして今後もその生業が維持・継承されるよう努める。金沢 21世紀美術館や金沢能楽美術館の開館に伴い、伝統文化の継承とともに新たな文化を発展させる場として、個性あるまちの活性化に努める。
- ・近江町市場について、藩政期以来金沢の台所として親しまれており、現在も、鮮魚、青果、精肉などの店舗が軒を連ね、観光客や一般の市民の人たちで賑わいを見せている。市場の基本である対面販売を基本とし、近江町市場独特の界隈性を継承することに努める。
- ・旧武家地について、近代以降の土地利用の変化はみられるが、藩政期の直線的に区画された大型街区に形成されている住宅地や公共施設など、歴史の重層性を感じる地区の雰囲気を継承することに努める。
- ・尾張町界隈など歴史的な街区について、地域住民の意見を十分踏まえ、景観地区や景観協定、地区計画、まちづくり協定など、地区の指定や協定の締結等を検討する。

### ●文化活動の継承・育成

- ・本区域内に多数存在する茶室については、茶庭など敷地空間の趣き深い空間と一体のものとして継承するとともに、茶会や文化的事業による利活用を積極的に図ることにより、広く市民が茶の文化に親しむ機会を増やす。
- ・新たな工房設置や創造活動として利用する市民や企業の参加を勧める。（伝統工芸等の活動を推奨）

### ●歴史的建造物の保存活用

- ・未指定の歴史的建造物（昭和 25 年以前に建設されたもの）については、継続的な調査を実施し、すでに保護の対象となっている文化財建造物、あるいは本市独自の条例に基づく保存建造物などと同様、所有者等と協力して保存活用に努める。

### ●景観誘導について

- ・金沢特有の歴史的重層性にあふれた景観をさらに発展させるため、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化、歴史的な街並みの保全・継承を積極的に進め、歴史都市金沢にふさわしい市街地景観の形成に努める。なお、高さ規制については、高度地区の範囲の見直しを行い、平成21年4月1日付で改正を行ったところであるが、今後も引き続き、歴史的な土地利用の履歴を踏まえた高さ規制について検討する。

### ●埋蔵文化財の取り扱い

- ・周知の埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法に基づく保護を図る上でその現状の把握に努め、適切な保護の措置を図っているが、今後も県との連携を図りながら継続して取り組んでいく。
- ・旧城下域の遺跡については、県と連携しながら保護すべき対象やその範囲について検討し、必要な保護の措置を図る。
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所における開発行為等については、未発見の埋蔵文化財の保護にも万全を期すため、民間事業者の開発行為の事前把握に努め、事業者との事前協議を実施し、必要に応じて試掘確認調査を行うなど、開発事業と文化財保護の整合に努める。また、特に公共事業の実施においては、埋蔵文化財について特段の配慮を行うものとする。

## (2) 浅野川・犀川

### ①保存管理の基本的な考え方

- ・犀川、浅野川については、城下町形成期から現代に至る歴史的経緯や、四季の風情や周囲の眺望など周辺環境に配慮して適切な維持管理・整備を行う。
- ・用水の取水源であり、加賀友禅流しを行う河川として、水質保全に努めるとともに、既存の動植物の生態系を維持するよう、生息・生育・繁殖環境を保全する。
- ・水害に強いまちづくりのため、犀川、浅野川等の河川や内水を適切に管理し、必要な整備を図る。
- ・両河川とも選定申出区域は風致地区の指定範囲内にあり、風致地区内における建築行為や宅地造成、木竹の伐採等については、許可基準（本区域は第4種に該当）に基づき自然環境と開発との調和を保つよう努めており、文化的景観の保存管理上も有効となるよう適切な運用を図る。

### ②個別事項に対する方針

#### ●浅野川

- ・浅野川河川敷では、桜の花見を楽しむ場所や水と親しむ空間が整備されており、市民の憩いの場として継続的利用に努める。また、清流を活かした加賀友禅流しが行われるなど、伝統的な文化継承の場として機能の保持に努める。

#### ●犀川

- ・犀川河川敷では、桜の花見を楽しむ場所や水と親しむ空間が整備されており、鮎釣りの季節には釣りを楽しむ人が集まるなど、市民の憩いの場として継続的利用に努める。

#### ●浅野川大橋・犀川大橋

- ・旧北国街道が浅野川・犀川を通過する場所にあたる、浅野川大橋、犀川大橋については城下への重要な入り口として機能してきたもので、歴史的な価値を踏まえ維持管理を適切に行う。

### (3) 辰巳用水・大野庄用水・鞍月用水

#### ①保存管理の基本的な考え方

- ・辰巳用水・鞍月用水・大野庄用水は、市街化区域を通過し下流にある受益地へ延びている農業用用水路としての役割と同時に、まちなかを流れる用水は景観上も重要な役割も有していることから、市街地を流れる水路の護岸など構造物の修繕は市が、清掃などの日常管理については市と土地改良区で行う。
- ・辰巳用水・鞍月用水・大野庄用水は、平成8年（1996）制定の「金沢市用水保全条例」により、条例に基づく「保全用水」に指定され、届出制により、用水及び用水に隣接する土地における工作物の設置や建築行為等について指導、助言、勧告を行っている。保全用水の保存管理は、保全用水ごとに、用水景観、用水の開渠化、清流の確保、用水利用の4つを柱とする用水保全基準を定め、基準に基づき用水の保全を図っている。加えて、条例に基づき用水保全審議会を設置し、届出の内容等の審議を受け、助言、指導を行っている。今後も条例を運用し、土地改良区や地域とともに、用水の保全を図ることによって、文化的景観の構成要素としての用水の保存管理に資する。
- ・辰巳用水については、主として開渠区間を対象に、平成21年7月に国指定史跡の申請を行っており、本保存計画における文化的景観の構成要素の一部も含まれている。国史跡に指定された後は、史跡としての保存管理計画を策定し、適切な維持管理を図るものとする。

#### ②個別事項に対する方針

##### ●用水景観に関する事項

###### 【護岸について】

- ・歴史的遺産でもある古くからの石積みは、可能な限り保存し、老朽箇所はできるだけ同じ素材で復旧する。
- ・コンクリート護岸の改修にあたっては、石積み護岸にすることを基本とする。
- ・現在、空石積みや素堀水路となっている区間は、可能な限りこれを保全する。

###### 【河床】

- ・現在、コンクリートなどの底打ちが施されていない区間は、可能な限りこれを保全する。
- ・河床は、水の流れに風情が醸し出せるように、可能な限り石張りもしくは砂利敷きとする。

###### 【沿道及び管理通路】

- ・用水や護岸及び周辺環境（自然環境や街なみ）との調和を図るとともに、快適な歩行空間の確保に努める。

###### 【橋梁】

- ・用水や護岸及び用水の規模に応じたデザインとし、周辺の環境（自然環境や街なみ）との調和を図る。

###### 【緑化】

- ・水際や石積み護岸天端の植栽、沿道の街路樹など、できる限り緑化に努め潤いある用水景観を創出する。

### ●開渠化の促進に関する事項

- ・モータリゼーションの進展とともに暗渠化された用水について、水路の護岸整備等に併せて、可能な場所で開渠化を促進する。
- ・必要以上に幅の広い私有橋は狭小化を図り、通行以外の目的には使用しないように努める。

### ●清流の確保に関する事項

- ・年間通水を確保し、定期的な清掃を行い清流の確保に努める。
- ・水生生物の生息に配慮した用水環境の形成に努める。

### ●用水の利用に関する事項

- ・消雪水路や消火用水源としての利用を促進する。
- ・随所に用水名の碑や案内板を設置し、用水の歴史やその大切さ、まちの成り立ちが学べるよう配慮する。

## （4）惣構跡

### ①保存管理の基本的な考え方

- ・市街地を二重に取り囲んだ惣構跡は、堀・土居・内道が平行して連なる線的要素の部分と、升形・虎口などの防衛上の要所を示す地点的要素からなり、全体として城下町金沢の発展過程を示す重要な要素である。現在、金沢市指定史跡として保護の措置が図られており、今後も価値に基づき、惣構跡全体としての歴史的変遷や形態的特徴に十分配慮し、遺構を損なうことのないよう適切な保存管理に努めるものとする。

### ②個別事項に対する方針

- ・地形の高低差や石垣の残存状況などによって、視覚的に判別できる箇所については、現状地形の維持を基本とする。
- ・用水区間と重複する箇所については、現状における用水機能の維持を基本とする。
- ・枯木橋北地点のように発掘調査に基づき整備公開している地点があり、今後も発掘調査等の状況に応じて、市民や観光客が気軽に見学できるよう整備公開する区間を増やしていくものとする。

## （5）卯辰山公園区域

### ①保存管理の基本的な考え方

- ・卯辰山は、山の大部分を都市公園として開設しており、また風致地区に指定している。また、二次林・植栽林などの樹林を中心とした自然性と、寺社や点在する文学碑によって歴史・文化性を感じることのできる都市公園として、市民の身近な憩いの場となっていることから、今後もその自然環境を保全し、多くの方々に利用されるよう努める。
- ・金沢城跡や兼六園、浅野川大橋付近からなど、様々な視点場から見ることができる卯辰山の自然景観を維持するため、自然植生の維持に配慮し今後もその地形の維持に努める。

## ②個別事項に対する方針

- ・近年、モウソウチクが繁茂し、落葉広葉樹林などの生育範囲にまで拡大し、既存の卯辰山独特の自然性や市街地からの斜面緑地の自然景観の保全に影響を与えている。このため、モウソウチク林の拡大を抑制するための伐採など、植生環境の維持に努めることとする。

## 4－2 行為規制の方針

「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」の保護は、文化的景観の保存に有効な既存の法令等や景観計画で定める行為規制によることを基本とする。したがって、本保存計画においては、文化的景観としての価値を保護する観点から、文化的景観区域の既存の法令等による行為規制について整理するとともに、重要文化的景観選定申出の区域に対し、特に行 behaviour 規制が必要とされる現状変更とその取扱いについて定める。

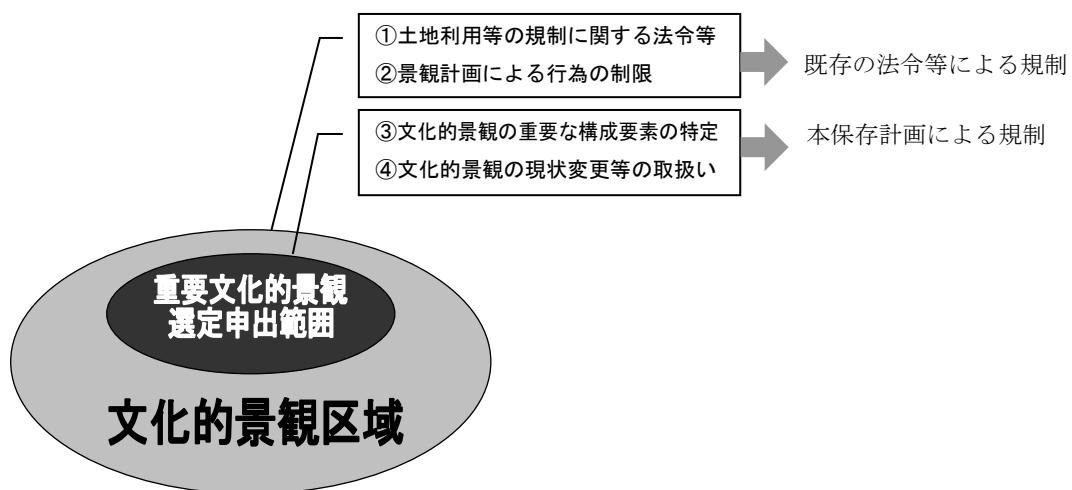


図7 文化的景観の保護のイメージ

### (1) 土地利用等の規制に関する法令等

文化的景観区域と位置づけた旧城下町区域および卯辰山区域について、すでに都市計画法、建築基準法、消防法、文化財保護法、屋外広告物法、道路法、河川法、都市公園法などに基づき、一定規模の開発行為や建築物・工作物の行為規制が定められている。

また、石川県文化財保護条例や金沢市文化財保護条例に基づき、指定された土地や個別の要素に対しては、現状変更等の行為について県の許可もしくは市の承認による行為規制が定められている。

さらに、本市独自の条例である金沢市用水保全条例、金沢市こまちなみ保存条例、金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例、金沢市斜面緑地保全条例などによって定められた区域や個別要素に対する形状変更等の各種行為については、市への届出対象となっている。

このように、選定申出範囲を含む文化的景観区域の土地利用や文化的景観の重要な構成要素（4－2.（3）参照）は、文化的景観の保存に有効な既往の法令等の行為規制（表4）によって、その保護が図られている。

表4 土地利用規制等による行為規制の一覧（文化的景観区域）

No.1

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	賞罰規定	備考
都市計画法 建築基準法	都市計画区域 用途地域 高度地区	申請	建築物等の新築、改築等に際して、建築確認の申請が必要である。	懲役又は罰金	土地利用規制図-① 土地利用規制図-②
都市計画法 建築基準法 消防法	防火地域 準防火地域	許可	市街化区域のうち、特に建築物の密集が想定される建築物等は一定の防火基準を満たさなければならない。	懲役又は罰金	土地利用規制図-①
都市計画法	地区計画	届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の区画形質の変更</li> <li>・建築物の建築</li> <li>・工作物の建設</li> <li>・建築物等の用途の変更</li> <li>・建築物等の形態又は意匠の変更</li> <li>・木竹の伐採</li> </ul>		土地利用規制図-②
都市計画法	都市計画区域	許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域において、開発区域面積500 m<sup>2</sup>以上の開発行為</li> <li>・市街化調整区域において、原則すべての開発行為及び開発許可区域以外の建築行為</li> </ul>	罰金	土地利用規制図-①
都市計画法 (石川県風致地区条例) (風致地区内における建築等の規制に関する条例)	風致地区	許可	建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形状変更、木竹の伐採、土石の類の採取、水面の埋立て又は干拓、建築物等の色彩の変更、屋外における土石、廃棄物、再生資源のたい積を行う場合は金沢市長の許可が必要である。		土地利用規制図-②
景観法 (金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例)	景観形成区域	届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</li> <li>・工作物の新築、増築、改築若しくは移転、または外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</li> <li>・土地の開墾その他の土地の形質の変更</li> <li>・木材の伐採、土石の類の採取又は物件の堆積</li> </ul>	罰金	次項にて詳述 土地利用規制図-⑤
河川法	犀川 浅野川	許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の占用</li> <li>・土石の採取</li> <li>・工作物の新築、改築、除却</li> <li>・土地の形質の変更</li> <li>・竹木の栽植、伐採等</li> </ul>	懲役又は罰金	

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	賞罰規定	備考
道路法	国道、県道、市道	許可	・電柱、広告塔等の工作物の占用、変更 ・水道管等の埋設物の占用、変更 ・鉄道等の施設の占用、変更 ・地下街、通路、浄化槽等の施設の占用、変更 ・露店等の施設の占用、変更等	懲役又は罰金	
都市公園法	都市公園	許可	・公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置、変更 ・都市公園に公園施設以外の工作物等を設置、占用	懲役又は罰金	土地利用規制図-③
		禁止	・公園を損傷、破損 ・竹木の伐採、植物の採取 ・土石、竹木等の物件の堆積等	過料	土地利用規制図-③
文化財保護法	重要文化財 史跡 特別名勝 天然記念物	許可	指定地内の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受ける必要がある。	懲役若しくは禁固又は罰金若しくは過料	
文化財保護法 (金沢市伝統建造物群保存地区保存条例)	重要伝統的建造物群保存地区	許可	指定地内で下記の行為をしようとするときは、市長及び教育委員会の許可を受ける必要がある。 (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却 (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更 (4) 木材の伐採 (5) 土石類の採取 (6) 水面の埋立て	罰金	土地利用規制図-①
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘をしようとするときは、文化庁長官に届出を行う必要がある。	罰金	
	登録有形文化財	届出	登録有形文化財に関しその現状を変更しようとするときは、文化庁長官に届出を行う必要がある。	過料	
森林法	地域森林計画対象民有林	許可	1ヘクタールを超える開発行為を行う場合、許可が必要となる。	懲役又は罰金	土地利用規制図-④
		届出	立木の伐採を行う場合、届出が必要となる。	懲役又は罰金	

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	賞罰規定	備 考
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 (金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例)	保存樹、保存樹林	届出	・保存樹、保存樹林が滅失し、損傷し、又は枯死したとき ・保存樹、保存樹林を伐採し、若しくは移植し、又は他人に譲渡しようとするとき		
都市緑地法	特別緑地保全地区	許可	・建築物等の新築、改築、増築 ・土地の形質の変更 ・土石の採取、鉱物の掘採 ・木竹の伐採 ・埋立、干拓 等	懲役、罰金	土地利用規制図-①
屋外広告物法 (金沢市屋外広告物等に関する条例)	禁止地域	許可	(1) 広告物等の形状、面積、色彩、意匠、その他表示の方法の基準 (2) 掲出物件の形状、その他設置の方法の基準 (3) これらの維持の方法の基準	懲役、罰金、過料	
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	歴史的風致形成建造物	届出	歴史的風致形成建造物に係る増築、改築、移転又は除却	過料	
石川県都市公園条例	都市公園	禁止	・工作物等の汚損、破壊 ・土地の形質の変更 ・植物の採取 ・鳥獣魚類の捕獲、殺傷 ・車馬の乗り入れ ・池又は水路に立ち入り ・はり紙 ・たき火 ・ごみ等の廃棄 等		
		許可	・露店、写真業等 ・業として案内又は映画撮影 ・興業 ・公衆に開放される行事 ・競技会、展示会、博覧会 等	過料	
石川県文化財保護条例	石川県指定文化財	許可	県指定有形文化財に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県の許可を受けなければならない。	罰金又は過料	
金沢市文化財保護条例	金沢市指定文化財	承認	指定文化財(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)の現状を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。		
金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(市独自条例部分)	眺望景観保全区域	届出	一定の高さを超える中高層の建築物及び工作物の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。		土地利用規制図-⑥

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	賞罰規定	備考
金沢市用水保全条例	保全指定用水 ・辰巳用水 ・鞍月用水 ・大野庄用水	届出	1. 保全用水内における行為 (1)橋りょうその他の工作物の設置、大規模な修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (2)堤防、護岸および河床に係る工事 2. 保全用水に接する土地における行為 (1)建築物その他の工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (2)木竹の伐採		土地利用規制図-⑦
金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例	まちづくり協定区域	届出	建物の用途や高さなどについて、地区住民がルールを独自に定めるもので、各協定による。		
金沢市こまちなみ保存条例	こまちなみ保存区域	届出	(1)建築物その他の工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (2)木竹の伐採		土地利用規制図-⑦
金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例	寺社風景保全区域	届出	(1)建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (2)木竹の伐採 (3)宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更		土地利用規制図-⑦
金沢市斜面緑地保全条例	斜面緑地保全区域	届出	(1)宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更 (2)木竹の伐採 (3)建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (4)物件のたい積		土地利用規制図-⑦
金沢市における夜間景観の形成に関する条例	夜間景観形成区域	届出	(1)建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転、除却、大規模な修繕又は模様替えに伴う屋外照明設備の設置等 (2)宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更に伴う屋外照明設備の設置等		
金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例	まちなか駐車場区域	届出	(1)駐車場の新設 (2)既設の駐車場における規則で定める事項の変更		

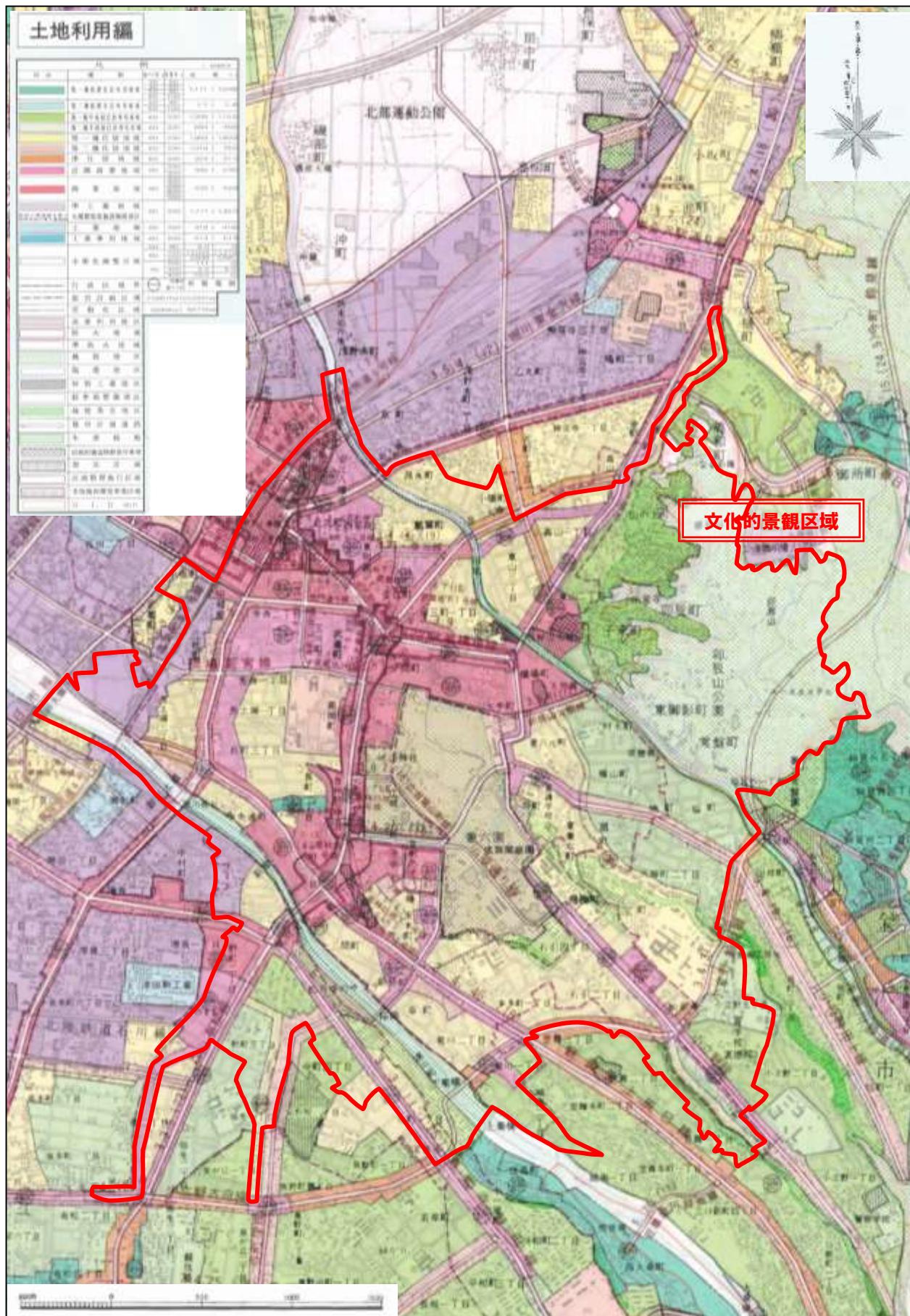


図8 土地利用規制図-①(金沢都市計画図・土地利用編)

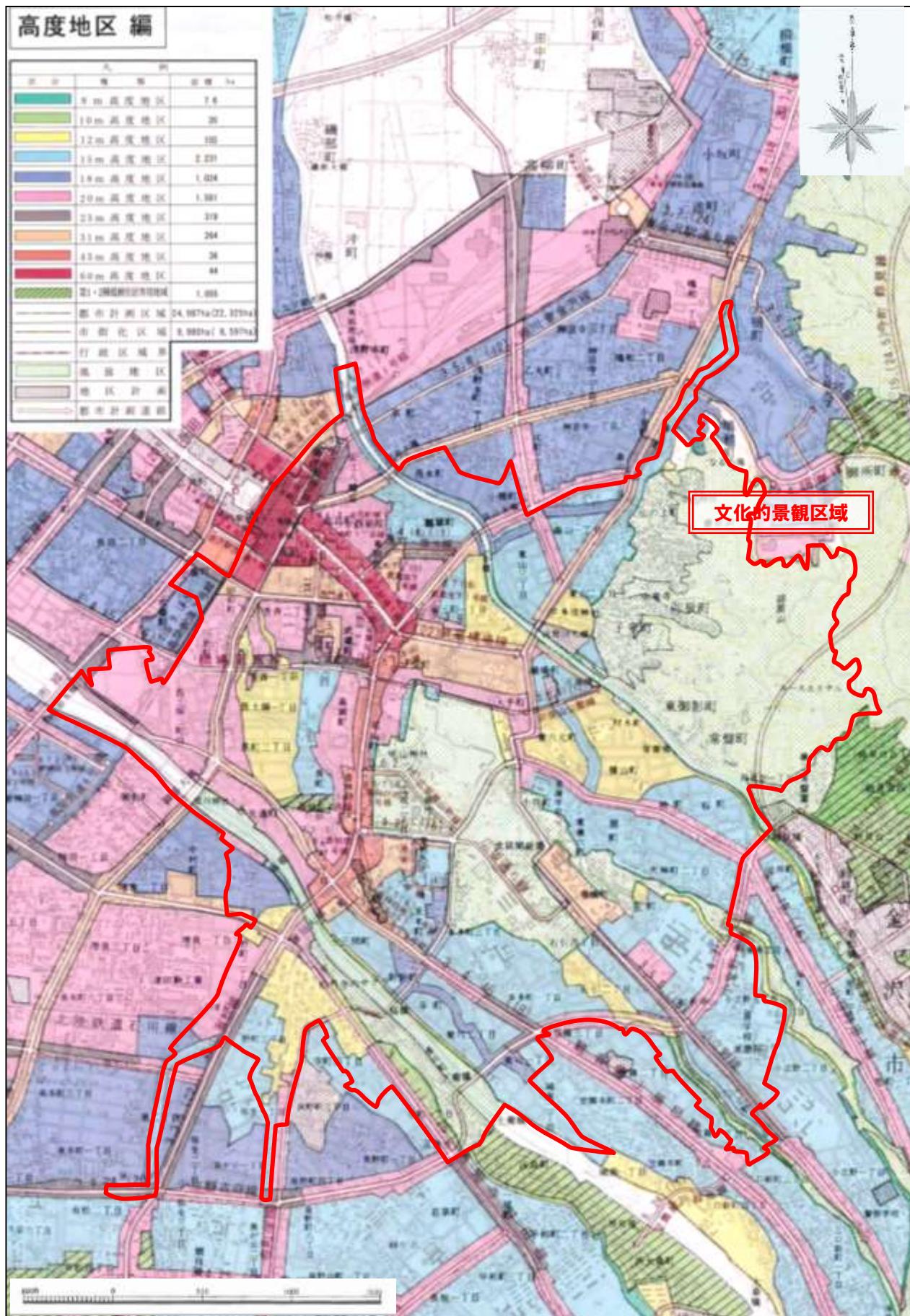


図9 土地利用規制図-②（金沢都市計画図・高度地区編）

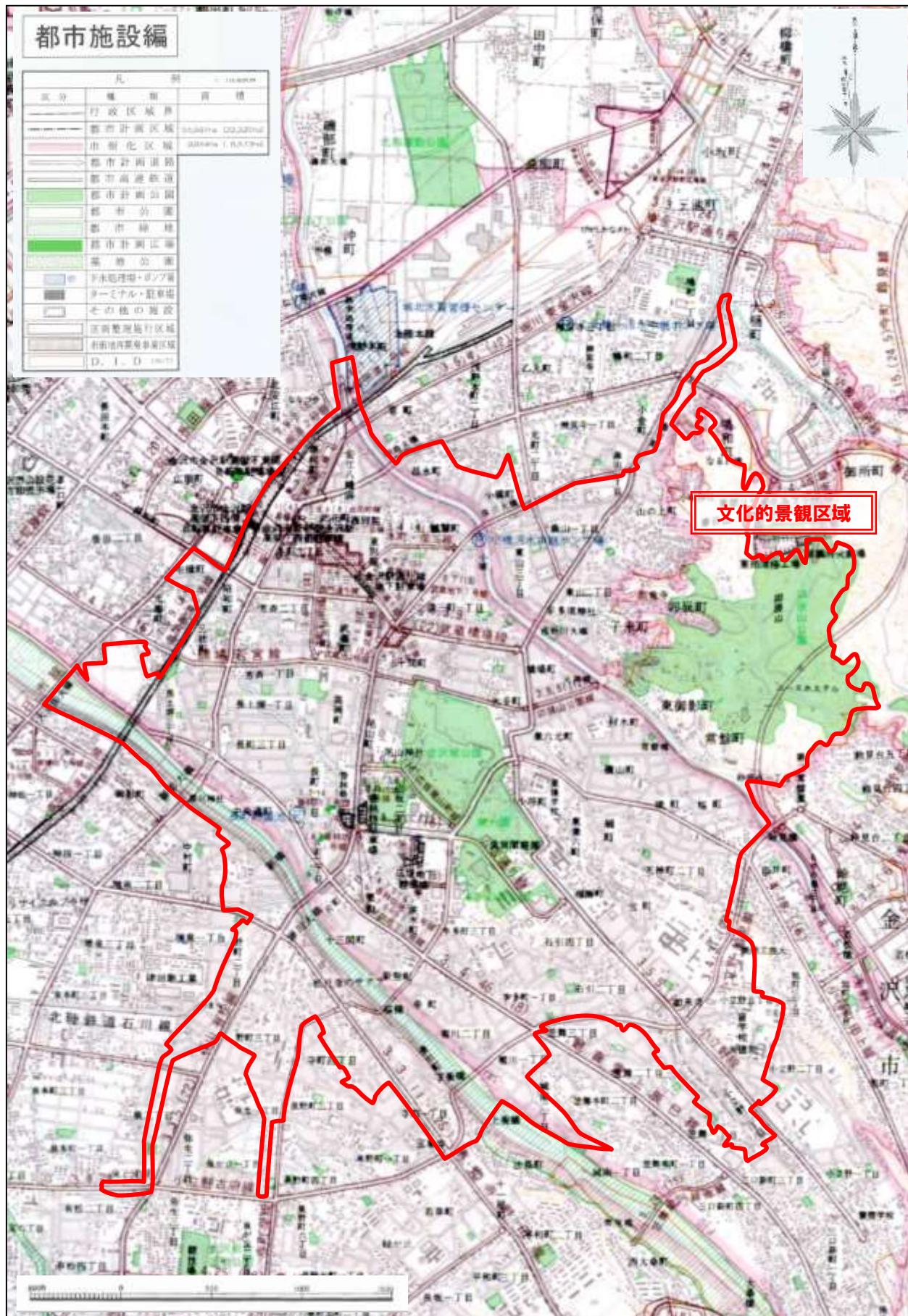


図 10 土地利用規制図-③（金沢都市計画図・都市施設編）

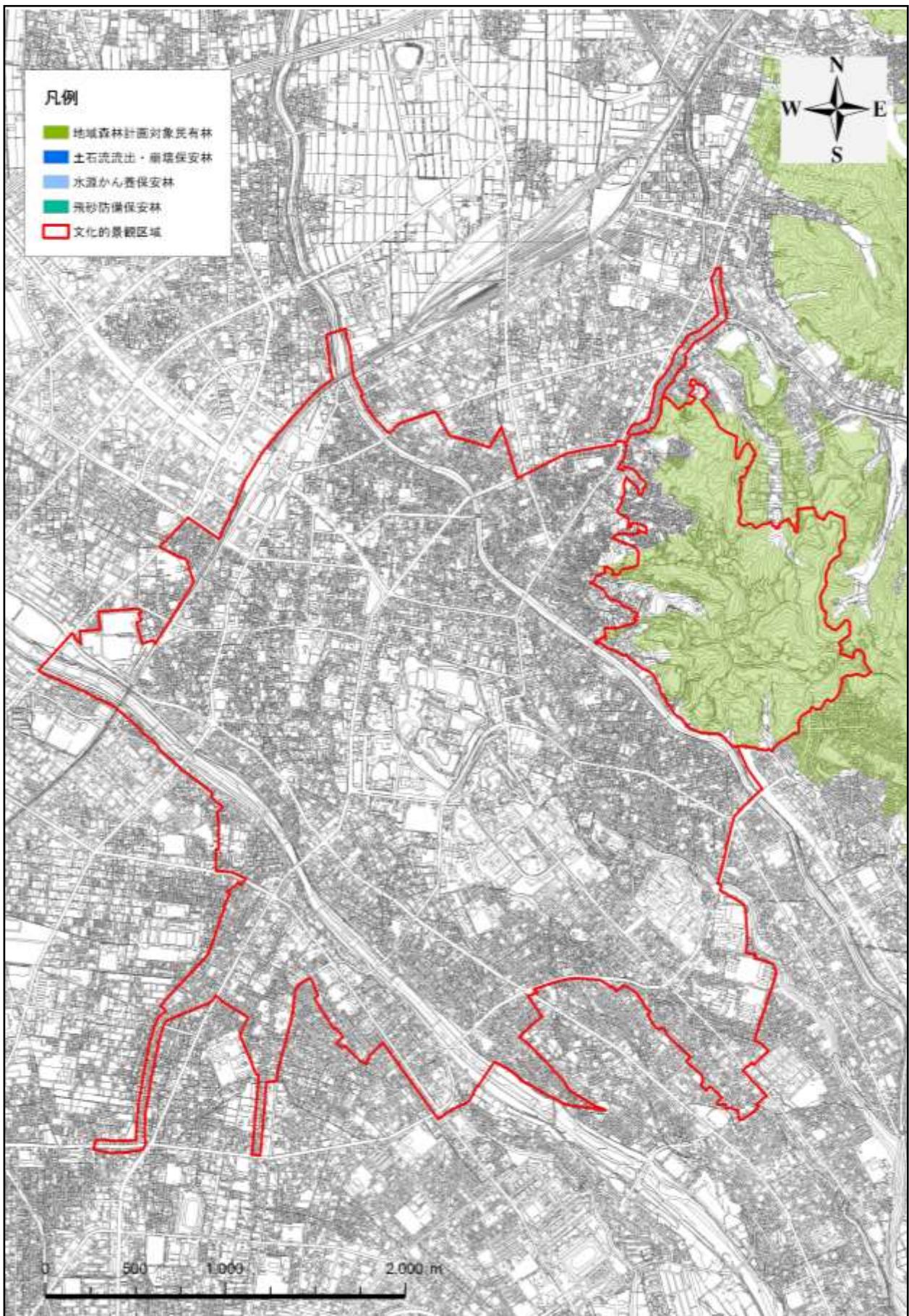


図 11 土地利用規制図-④ (森林法・地域森林計画対象民有林)

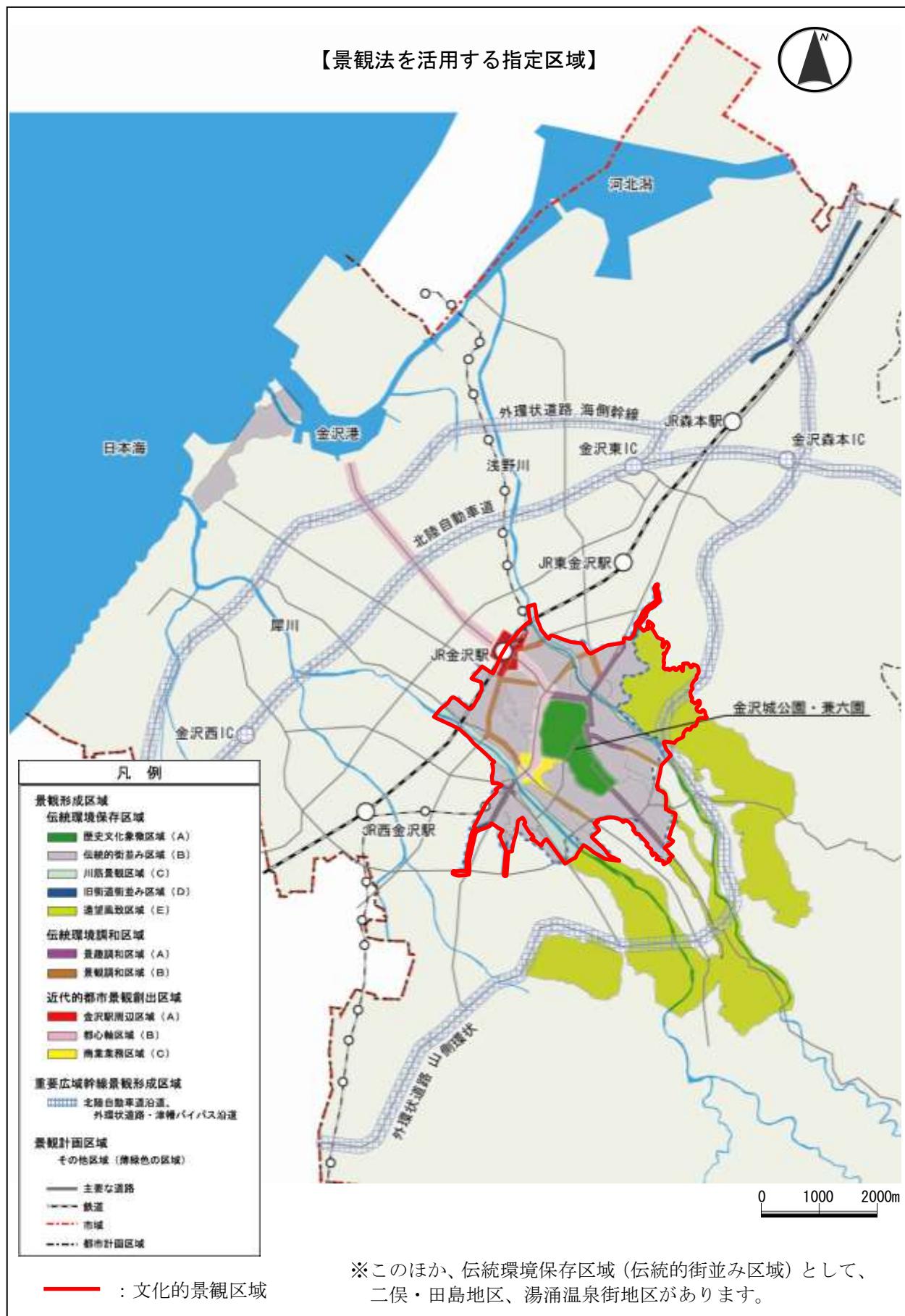


図 12 土地利用規制図-⑤（金沢市景観計画・景観法を活用する区域）

【市独自条例に基づく指定区域（眺望景観保全区域）】

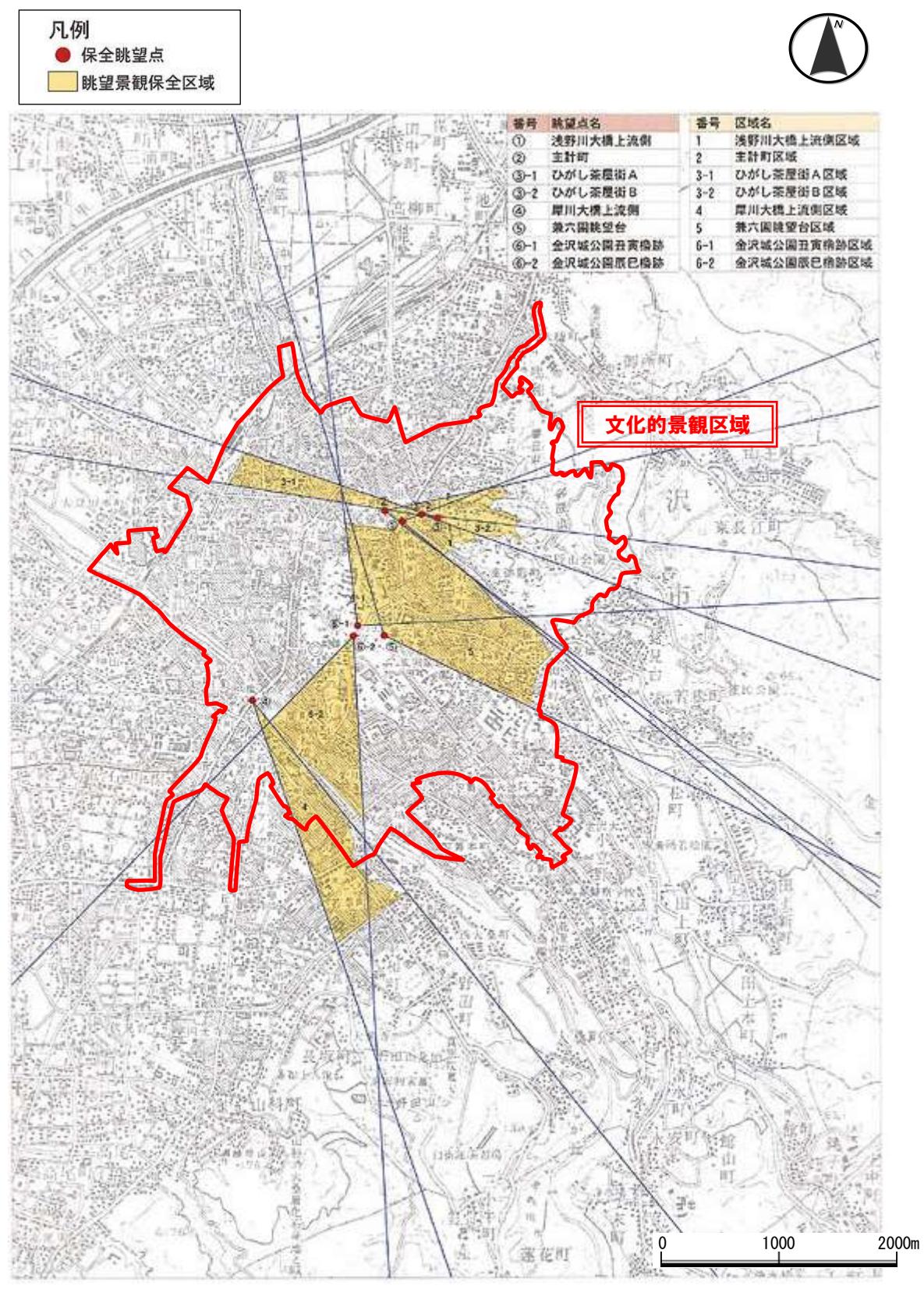


図 13 土地利用規制図-⑥（市独自条例に基づく指定区域（眺望保全区域））

【市独自条例に基づく指定区域】

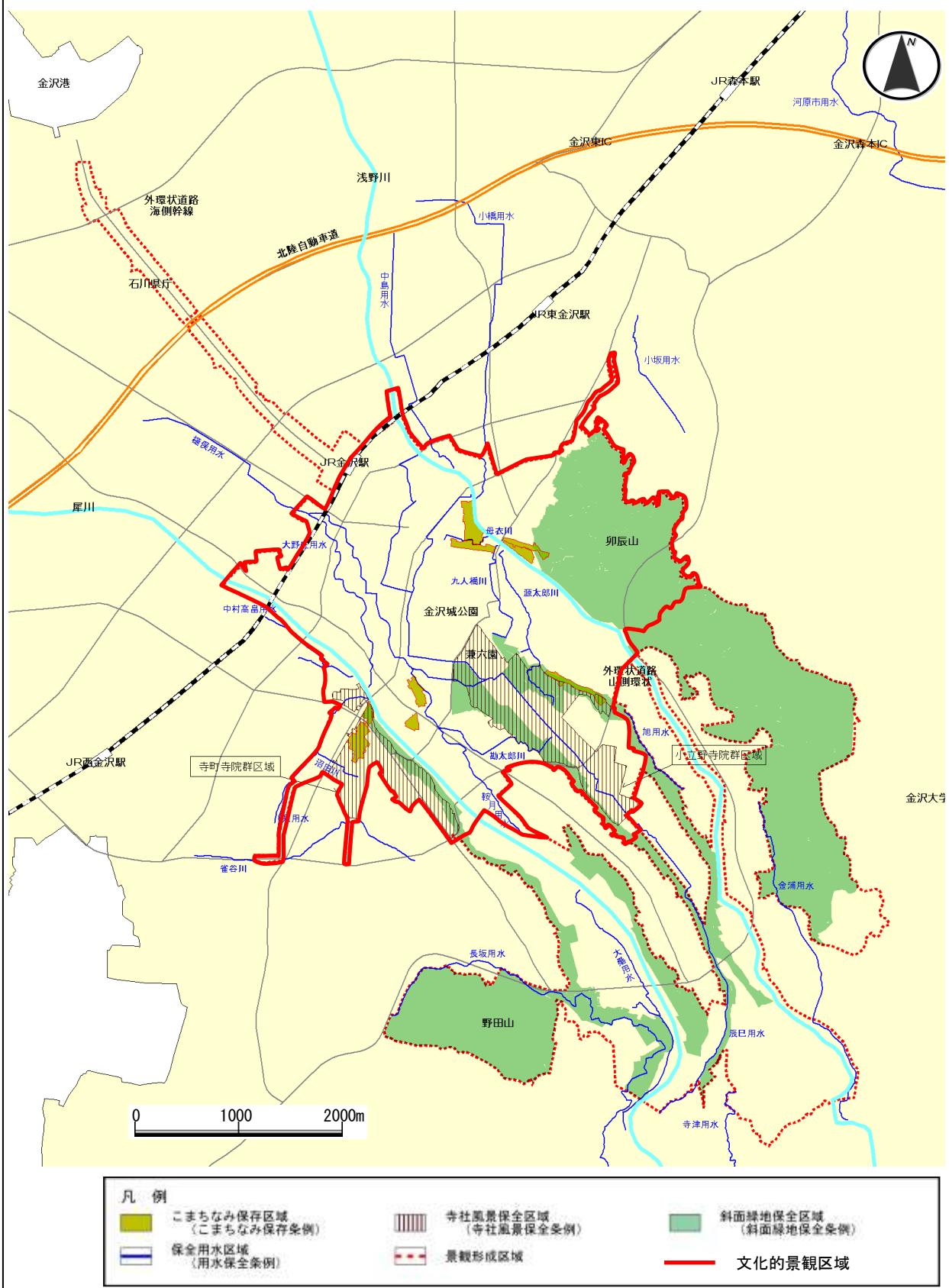


図 14 土地利用規制図-⑦ (市独自条例に基づく指定区域)

## (2) 金沢市景観計画の概要

### ①金沢市景観計画の目的と基本的な考え方

景観行政団体である本市は、平成21年4月に景観法を活用した新たな条例として、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」、「金沢市屋外広告物に関する条例」を制定し、同年7月に「金沢市景観計画」を策定した。

「金沢市景観計画」は、景観形成の基本的な考え方や良好な景観形成のために必要な行為の制限に関する事項等を明らかにし、市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある金沢の景観を継承・発展させることを目的としている。

本市における景観形成の基本的な考え方は、長期的な行動指針である「金沢市景観総合計画」(景観マスタープラン)の基本理念である、①特色ある自然・風土を保全・活用した景観形成、②歴史的資産を継承した景観形成、③地域の時間と暮らしに根ざした景観形成に基づいている。その上で、景観目標像を設定し、金沢らしい景観、すなわち長い時間の中で積み重ねられてきた「地形」と「歴史」、「土地利用」による重層性のある景観構造の継承と、時の移ろいや日々の暮らし、文化と密接に関わる景観が彩りを与えていていることを重視している。

表5 金沢市景観計画における景観目標像と景観まちづくりの目標一覧

風格と魅力を兼ね備えた美しい世界都市・金沢	
【景観まちづくりの目標】	
①	市民みんなの協働によって郷土に愛着と誇りが感じられるまち
②	一人ひとりの暮らしの中に息づく美しく快適なまち
③	途絶えることなく次代に景観資産を受け継ぐまち

### ②金沢市景観計画における文化的景観の位置づけ（文化的景観区域の設定）

「金沢市景観計画」では、「旧城下町区域」及び「卯辰山区域」について文化的景観区域として位置づけた。

藩政期の城下町形成を基盤として発展してきた市街地中心部は、金沢特有の歴史的重層性にあふれた景観を有することから、文化財保護法に定める「文化的景観」として位置づけることにより、城下町としての基本構造の上に成り立つ風格と魅力を備えた景観のより一層の保全・継承を図るものである。

文化的景観と位置づけた「旧城下町区域」、「卯辰山区域」は、いずれも景観形成区域（「伝統環境保存区域」、「伝統環境調和区域」、「近代的都市景観創出区域」の総称）に含まれており、景観法を活用した行為の制限が行われる。加えて、市の独自条例に基づく区域指定

も行うことで、文化的景観の保存にとって有益な規制・誘導を、さらにきめ細やかに図るものである。

なお、文化的景観として保全・継承を図るべき区域の調査は、市内のその他の区域においても、今後も引き続き進めるものである。

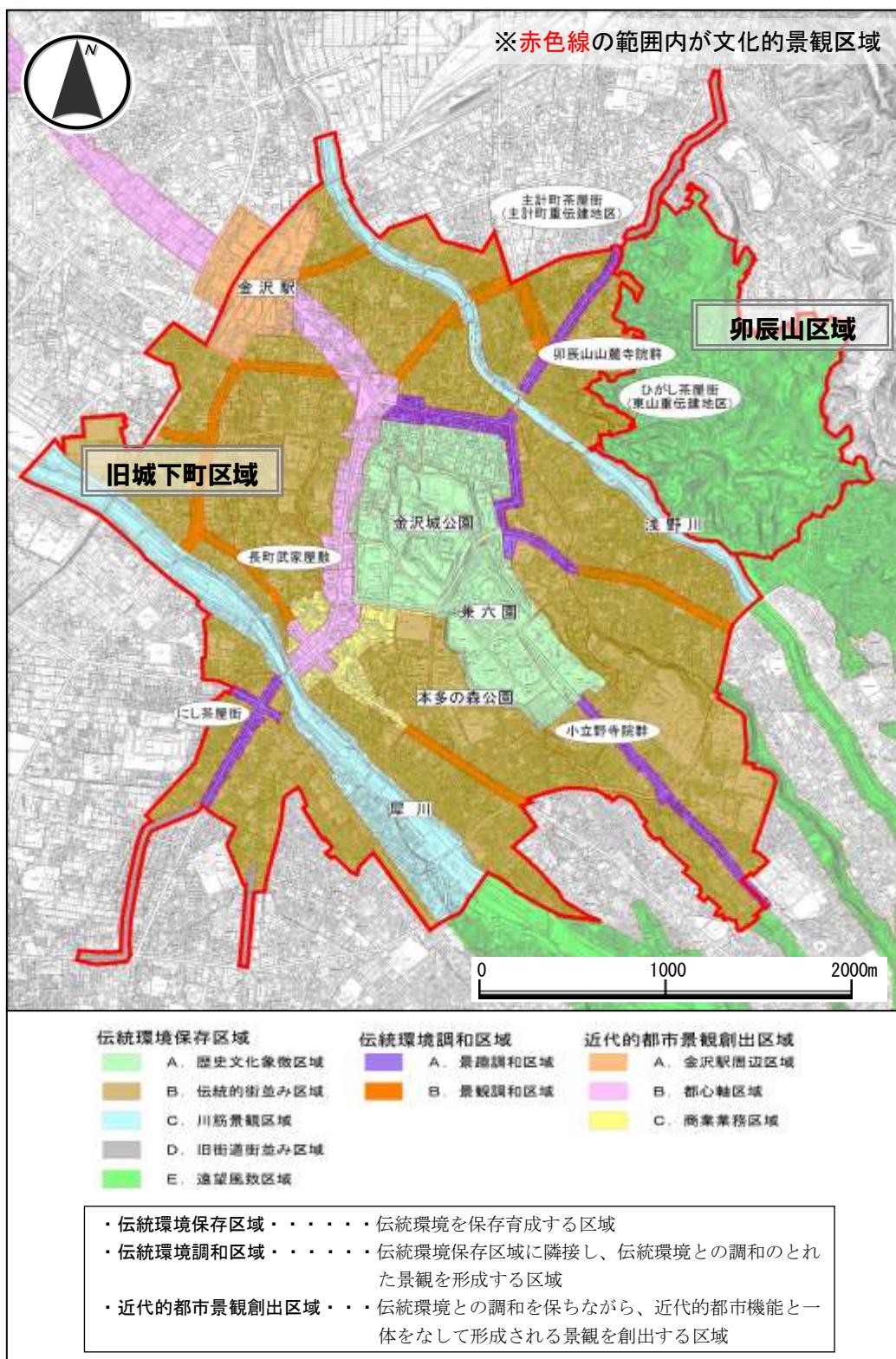
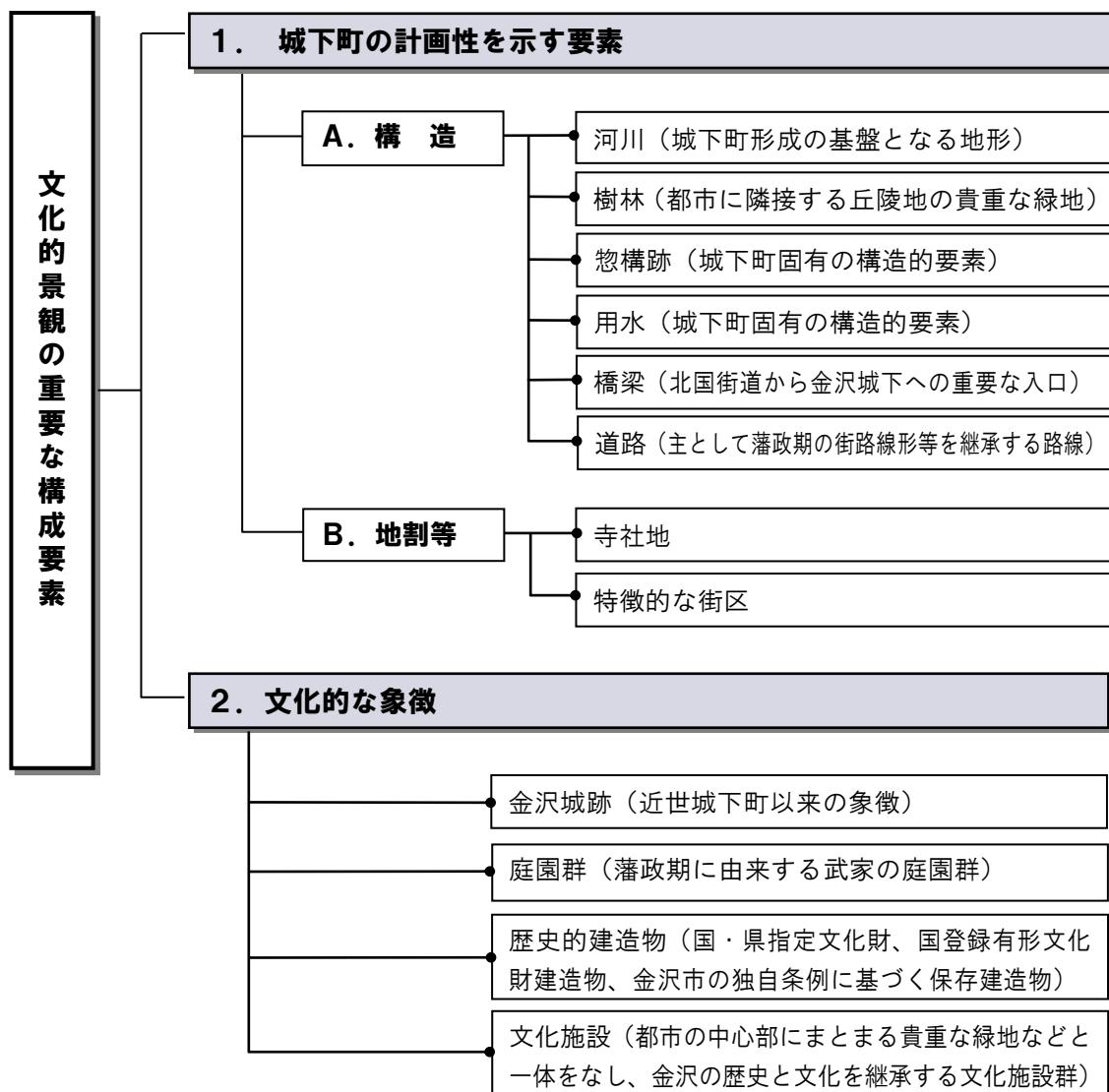


図 15 金沢市景観計画における文化的景観範囲図

### (3) 文化的景観の重要な構成要素の特定

文化的景観の重要な構成要素について、1. 城下町の計画性を示す要素と、2. 文化的な象徴の大きく2つに区分した。さらに、1. については、要素を2つに細分類（A. 構造、B. 地割等）したうえで、個別要素の抽出・検討を行った。その結果、文化的景観の重要な構成要素は以下の通り整理され、具体的に特定した要素は、合計144件となった。

表6 「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」における重要な構成要素の分類



**表7 文化的景観の重要な構成要素一覧**

No.	分類	名 称	所有者等	文化的景観との関連性
<b>1. 城下町の計画性を示す要素</b>				
<b>A. 構造</b>				
1	河川	浅野川	国・県	城下町を守る天然の要害、友禅流し、金沢の代表的な自然景観。
2	河川	犀川	国・県	城下町を守る天然の要害、用水の取水源、金沢の代表的な自然景観。
3	樹林	卯辰山公園	市	近世以来市民憩いの場として利用される。金沢の代表的な自然景観。
4	惣構	惣構跡	県・市	城下町の防御施設として二重の惣構が構築される。現在もほとんどが排水路としての機能を有する。
5	用水	鞍月用水	市	正保年間(1644~48)改修、灌漑や精米、製粉に利用、近代期に製糸場(国内2位)の動力源として利用。
6	用水	大野庄用水	市	金沢城築城時に木材等の物資運搬に利用。灌漑、防火、融雪、庭園の曲水にも利用。
7	用水	辰巳用水	市	寛永9年(1632)城の防火、飲料水等の確保を目的に整備。兼六園や西田家庭園の曲水として利用。
8	橋梁	浅野川大橋	国	北国街道から金沢城下への重要な入口。
9	橋梁	犀川大橋	国	北国街道から金沢城下への重要な入口。
10	道路	国道159号 主要地方道金沢・湯涌・福光線 市道(81路線) ※表8参照	国・県・市	主として、藩政期から街路線形が継承されている路線。
<b>B. 地割等</b>				
1	寺社	安楽寺 敷地	個人他	城下町形成段階における寺院群建設に伴い、慶長7年(1602)当地に創建された。
2	寺社	石浦神社 敷地	個人他	石浦七ヶ村の産土神で、石浦山王と号した古社。明治13年(1880)に現在地に移転した。
3	寺社	市媛神社 敷地	個人他	近江町の氏神。寛永年間(1624-44)卯辰山に移転したが、明治12(1879)旧社地に復遷した。
4	寺社	大谷廟所 敷地	個人他	近世以来の寺社地。(もと、東照三所権現社の別当神護寺の寺地)
5	寺社 建造物	尾崎神社 敷地及び本殿ほか 関連施設	個人他	もと、東照三所権現社と称し、4代藩主光高が金沢城北の丸に造営。明治11年(1878)、現在地に移築。
6	寺社 庭園 建造物	尾山神社 敷地及び神門、東神門	個人他	明治6年(1873)、旧金沢城内金谷御殿跡に造営。初代藩主利家を祀る。
7	寺社 建造物	金沢神社 敷地及び本殿、拝殿	個人他	寛政6年(1794)藩校明倫堂の鎮守として創建されたのに始まり、明倫堂移転後も現地に残る。
8	寺社	久保市乙剣宮 敷地	個人他	尾張町界隈一帯の古社。慶長6年(1601)卯辰山に移転したが、明治9年(1867)旧社地に復遷した。
9	寺社	鶴林寺 敷地	個人他	城下町形成段階における寺院群建設に伴い、慶長年中(1596-1615)当地に移る。
10	寺社	松山寺 敷地	個人他	城下町形成段階における寺院群建設に伴い、慶長4年(1599)当地に創建された。
11	街区	近江町市場	個人他	藩政期から続く市場。対面販売による、庶民的な賑わいの雰囲気を持ち、「金沢の台所」と呼ばれている。
12	街区	大親会	個人他	城の北側(大手側)に位置する旧武家地。大きな町割に形成された住宅地と公共施設からなる街区。
13	街区	上博労町町会	個人他	城の北側に位置する旧武家地。西町口門に通じる街路両側に形成された住宅地と公共施設からなる街区。

No.	分類	名 称	所有者等	文化的景観との関連性
14	街区	西町四明和会	個人他	城の北西側に位置する旧武家地。住宅地が多く、旧武家地としての雰囲気を伝える街区。
15	街区	旧新町こまちなみ保存区域	個人他	尾張町の北側に位置する。工芸品販売や染色関係等の伝統的な業種が多く集まっている。
16	街区	尾張町商店街(尾張町振興会)	個人他	北国街道に面する尾張町は大店の御用商人が集まる町であった。今も大型町家などが、本町としての風格を伝える商店街である。
17	街区	上今町町会	個人他	尾張町の南側に位置する旧本町のひとつ。元禄年間(1688-1704)には、上今町・下今町の記録がある。
18	街区	下今町町会	個人他	同上
19	街区	博親会	個人他	城の北東側に位置する旧武家地。東内惣構に沿って区画されている住宅地。
20	街区	広坂振興会	個人他	城の南側に位置し、伝統工芸を営む店舗が数多くみられる商店街である。

## 2. 文化的な象徴

1	城跡	金沢城跡	国・県・市	金沢の中心部に位置し、その一部は現在金沢城公園として公開される。城下町の象徴として高い求心性を保持している。
2	庭園	兼六園	国・県	卯辰山を借景とした池泉回遊式庭園で、特別名勝。明治7年(1874)に市民に開放され、親しまれてきた。
3	庭園	松風閣庭園	個人他	17世紀初期に本多家下屋敷庭園として作庭された、本多の森の緑を借景とした池泉回遊式庭園。
4	庭園	西田家庭園 玉泉園及び灑雪亭露地並びに庭園	個人他	17世紀初期に作庭された山畔崖地を利用した上下2段式の池泉回遊式庭園。
5	庭園 建造物	成巽閣 関連施設及び敷地	個人他	兼六園に隣接する成巽閣は、茶室や庭園を伴う貴重な大名屋敷の遺構であり、一般公開されている。
6	生業 建造物	福久屋石黒傳六商店	個人他	嘉永5年(1852)建築。藩政期以来の尾張町の大店の店構えを良く残す。現在も薬店を営む。
7	生業 建造物	谷庄古美術店主屋	個人他	昭和2年(1927)建築。和洋折衷の店舗併用住宅。明治元年創業の古美術店で、現在も生業を営む。
8	生業 建造物	寿屋	個人他	江戸末期・昭和初期の建築からなる。羽二重問屋の商家であったが、昭和初めより精進料理の料亭を営む。
9	建造物	松風閣 (旧広坂御広式御対面所)	個人他	藩の重臣(本多家)上屋敷の遺構。近代に移築され、現在は茶会にも利用されている。
10	建造物	旧本多家住宅長屋門	市	藩の重臣本多家の下屋敷にあった門を移築。
11	建造物	旧三田商店	個人他	昭和初期のRC造の建物で、外壁にスクラッチタイルを用いており、当時の流行をうかがわせる。
12	建造物	旧村松商店	個人他	昭和初期のRC造の建物で、アールデコ調の特徴ある外観を有する。
13	建造物	田上家	個人他	昭和初期の木造の洋館。診療所と住居部分に分かれる。
14	建造物	石崎商店	個人他	界隈の風情を感じさせる 明治時代の町家
15	建造物	清水家住宅	個人他	界隈の風情を感じさせる 明治時代の町家
16	建造物	伊崎家所有建物	個人他	界隈の風情を感じさせる 明治時代の町家
17	建造物	金丸家住宅	個人他	界隈の風情を感じさせる 江戸時代の町家
18	文化	旧園邸松向庵 敷地	市	坪庭を中心として各室が機能別に配置された近代和風住宅の秀作。茶室は市民に広く利用される。
19	文化	旧高峰家茶室 敷地	市	科学者高峰譲吉の生家の一部。茶室は市民に広く利用されている。黒門前緑地内にある。

No.	分類	名 称	所有者等	文化的景観との関連性
20	文化	金沢市立中村記念美術館 敷地	市	茶の湯文化を継承する施設。美術館・旧中村邸(移築)・茶室(梅庵・耕雲庵)からなる。
21	文化	金沢市くらしの博物館 敷地	市	もとは学校施設で、現在は市民の生活資料、職人道具などを収蔵・展示する文化施設として公開している。
22	文化	石川県立尾張町町民文化館 敷地	県	元金沢貯蓄銀行 明治40年(1907)建築。尾張町商店街が主体的に活動する文化施設
23	文化	石川県立歴史博物館 敷地	県	藩政期の工芸資料を中心に、県内の歴史・文化資料を収蔵・展示する施設。本多の森公園開設区域の一部。
24	文化	石川四高記念文化交流館 敷地	国・県	藩政期には藩校があり、明治期に入り第四高等学校が設置された場所。中央公園開設区域の一部。
25	文化	石川県立伝統産業工芸館 敷地	県	現代の暮らしに生きる伝統工芸品の数々を紹介する施設。
26	文化	石川県立能楽堂 敷地	県	藩政期以来継承されている能楽文化の保存・継承の拠点
27	文化	石川県立美術館 敷地	県	藩政期の大名道具や、九谷焼のコレクションなど、多数の美術作品が収蔵・展示される施設。
28	文化	卯辰山工芸工房 敷地	市	卯辰山公園内にある工芸の総合機関。技術者養成、資料展示、市民工房開設を目的として設置。
29	文化	金沢能楽美術館 敷地	市	伝統文化を継承する文化施設。 収蔵・展示のほか人材育成も行っている。
30	文化	金沢21世紀美術館 敷地	市	金沢の芸術文化の継承・発展の場。 敷地内には茶室(松涛庵・山宇亭)を併設している。
31	文化	泉鏡花記念館 敷地	市	金沢を代表する文学者の記念館。 泉鏡花の生家があつた旧新町に立地する。
32	建造物	料亭 一葉 茶室・土蔵	市	藩政期に、表千家の残月亭を好んだ茶人によって、その写しとして建築された木造平屋建の茶室及び土蔵。

※1 文化的景観の重要な構成要素として特定すべき対象及び範囲の基本的な考え方は、以下の通りとする。

(河川) 堤外地の範囲、(樹林) 卯辰山公園開設区域、(惣構) 金沢市指定史跡惣構跡、(用水) 水路管理区域、

(橋梁) 構造物、(道路) 道路管理区域、(寺社) 寺社の敷地、(歴史的建造物) 建造物、

(街区) 商店街や町会などの範囲、(城跡) 史跡 金沢城跡、(庭園) 文化財指定された庭園、

(文化) 藩政期に由来する文化を継承する施設を伴う土地

※2 伝統的な生業を継承する店舗については、歴史的建造物の中から特定し、「分類」上に表記を加えた。

※3 「所有者等」については、所有者又は管理者を示している。

※4 1. 城下町の計画性を示す要素 A. 構造 No. 1～No. 10、2. 文化的な象徴 No. 1～No. 2 に関する滅失又はき損(法第百三十六条関係)及び現状変更等の届出等(法第百三十九条関係)については、「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」(平成十七年三月二十八日文部科学省令第十号)第四条ならびに「文化財保護法の一部改正に伴う関係省令及び告示の整備等について(通知)」(平成十七年三月二十八日付16号財第413号文化庁次長通知) 第1 文化的景観の保護関係 に従う。

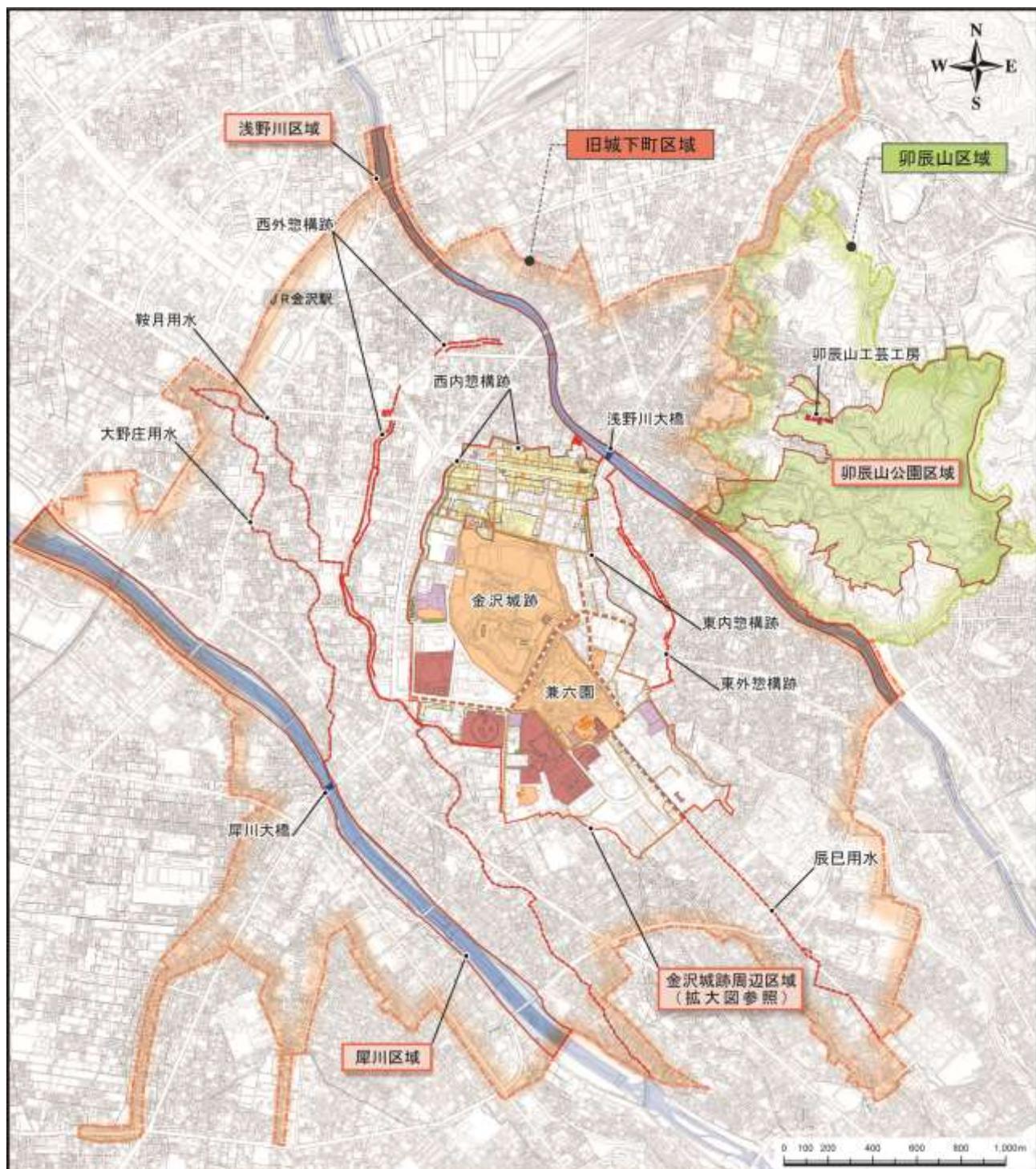
※5 1. 城下町の計画性を示す要素 B. 地割等 No. 1～No. 10、2. 文化的な象徴 No. 18～No. 31 の敷地内になる建造物等のうち、文化的景観の価値との関係が認められない建造物については、重要な構成要素に含まれない。なお、街区については、街区内で行われる大規模な建築物の新築、増築、改築、開発行為などを届出の対象とする。

**表8 文化的景観の重要な構成要素（道路）一覧**

No.	名 称	所有者等
1	国道159号	国土交通省
2	主要地方道(金沢・湯涌・福光線)	石川県
3	1級幹線 22号 石引・広坂線	金沢市
4	1級幹線 4号 広坂・新桜坂線	金沢市
5	1級幹線 67号 尾山・博労線	金沢市
6	1級幹線 68号 下堤・大手町線	金沢市
7	1級幹線 70号 尾山線	金沢市
8	石引三丁目線 1号	金沢市
9	石引三丁目線 2号	金沢市
10	石引四丁目線 1号	金沢市
11	石引四丁目線 2号	金沢市
12	石引四丁目線 7号	金沢市
13	石引四丁目線 10号	金沢市
14	石引四丁目線 11号	金沢市
15	石引四丁目線 12号	金沢市
16	石引四丁目線 13号	金沢市
17	石引四丁目線 14号	金沢市
18	大手町線 2号	金沢市
19	大手町線 4号	金沢市
20	大手町線 7号	金沢市
21	大手町線 8号	金沢市
22	大手町線 9号	金沢市
23	大手町線 10号	金沢市
24	尾山町線 1号	金沢市
25	尾山町線 2号	金沢市
26	尾山町線 6号	金沢市
27	尾山町線 7号	金沢市
28	尾張町一丁目線 1号	金沢市
29	尾張町一丁目線 2号	金沢市
30	尾張町一丁目線 4号	金沢市
31	尾張町一丁目線 5号	金沢市
32	尾張町一丁目線 6号	金沢市
33	尾張町一丁目線 7号	金沢市
34	尾張町一丁目線 8号	金沢市
35	尾張町一丁目線 枝1号	金沢市
36	尾張町二丁目線 2号	金沢市
37	尾張町二丁目線 3号	金沢市
38	尾張町二丁目線 4号	金沢市
39	尾張町二丁目線 5号	金沢市
40	尾張町二丁目線 6号	金沢市
41	尾張町二丁目線 7号	金沢市
42	尾張町二丁目線 9号	金沢市
43	尾張町二丁目線 10号	金沢市

※No.は、図17の番号と対応

No.	名 称	所有者等
44	尾張町二丁目線 11号	金沢市
45	尾張町二丁目線 13号	金沢市
46	尾張町二丁目線 14号	金沢市
47	尾張町二丁目線 枝2号	金沢市
48	尾張町二丁目線 枝3号	金沢市
49	兼六町線 1号	金沢市
50	兼六元町線 6号	金沢市
51	香林坊一丁目線 2号	金沢市
52	小将町線 2号	金沢市
53	小将町線 3号	金沢市
54	小将町線 4号	金沢市
55	住居表示地区外4連区線 1号	金沢市
56	住居表示地区外4連区線 2号	金沢市
57	住居表示地区外4連区線 4号	金沢市
58	住居表示地区外4連区線 5号	金沢市
59	住居表示地区外4連区線 6号	金沢市
60	住居表示地区外4連区線 7号	金沢市
61	住居表示地区外4連区線 8号	金沢市
62	住居表示地区外4連区線 9号	金沢市
63	住居表示地区外4連区線 11号	金沢市
64	住居表示地区外4連区線 12号	金沢市
65	住居表示地区外4連区線 13号	金沢市
66	準幹線 502号 彦三・尾張町線	金沢市
67	準幹線 505号 扇町・石引線	金沢市
68	宝町線 2号	金沢市
69	出羽町線 1号	金沢市
70	東兼六線 1号	金沢市
71	東兼六線 2号	金沢市
72	東兼六線 3号	金沢市
73	東兼六線 4号	金沢市
74	東兼六線 9号	金沢市
75	彦三町一丁目線 8号	金沢市
76	彦三町一丁目線 9号	金沢市
77	広坂一丁目線 3号	金沢市
78	広坂一丁目線 9号	金沢市
79	本多町三丁目線 1号	金沢市
80	本多町三丁目線 5号	金沢市
81	本多町三丁目線 8号	金沢市
82	本多町三丁目線 10号	金沢市
83	本多町三丁目線 11号	金沢市



◆文化的景観区域  
(金沢市景観計画に位置づけた区域)

■ 旧城下町区域
■ 卯辰山区域
— 重要文化的景観選定申出範囲

◆文化的景観の重要な構成要素

1 城下町の計画性を示す要素	
■ 河川・橋梁	■ 樹林
■ 敷構跡	■ 寺社地
----- 用水	■ 特徴的な街区
■■■ 国道・県道・市道	

2 文化的な象徴	
■ 城跡・庭園	
■ 歴史的建造物	
■ 文化施設	
○ 茶室	

図 16 文化的景観の重要な構成要素位置図（広域図）

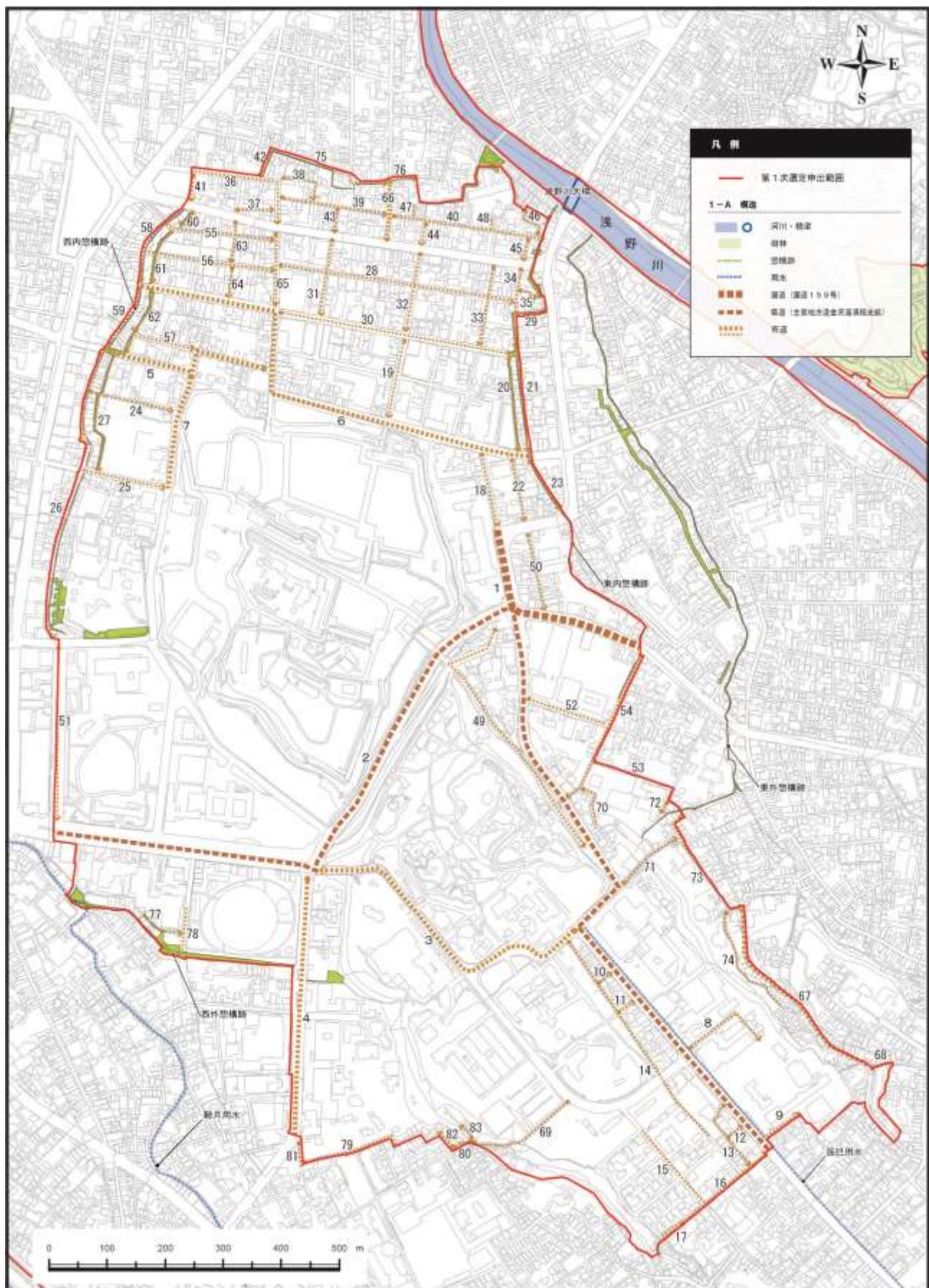
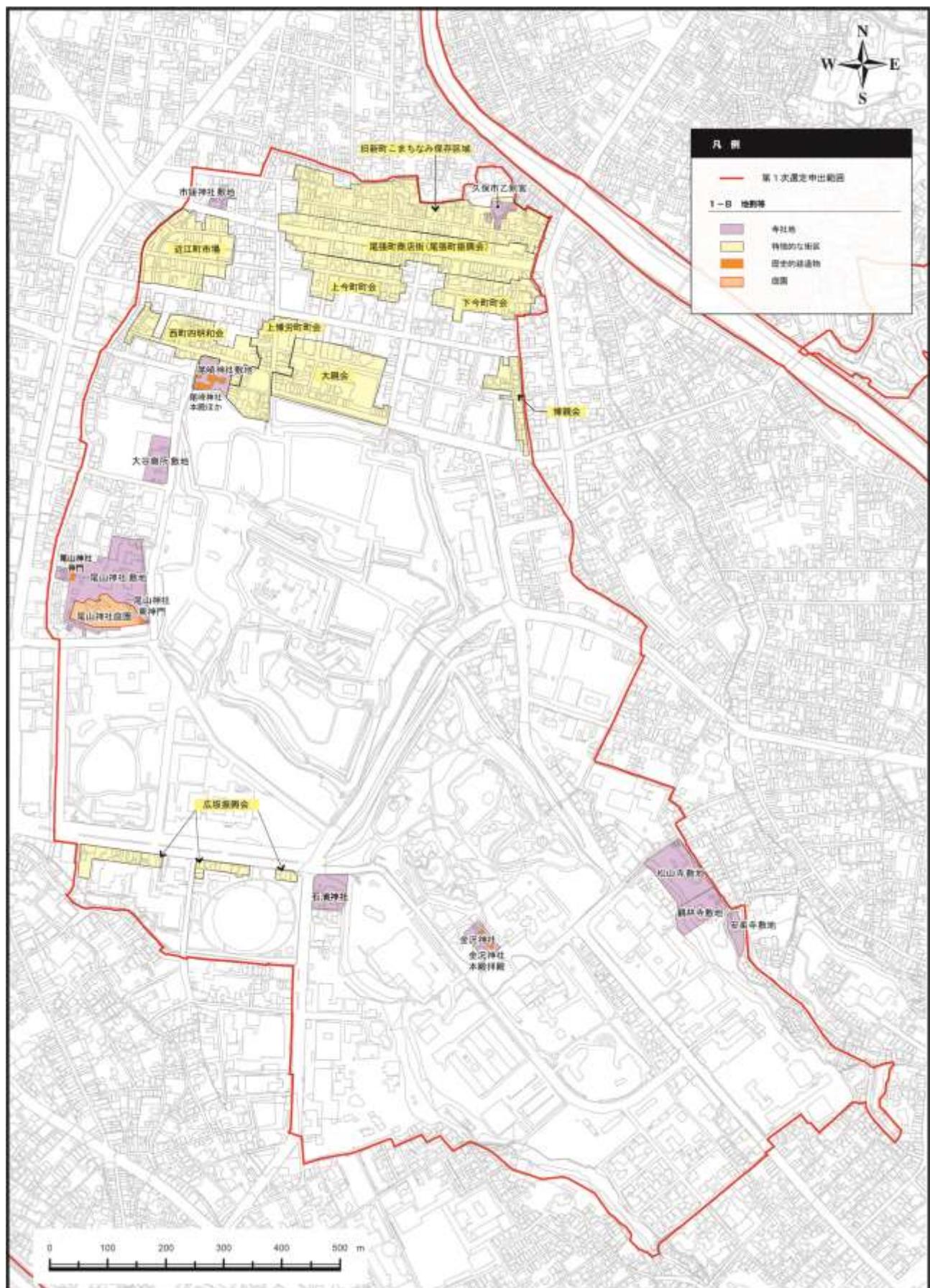


図 17 文化的景観の重要な構成要素位置図（拡大図-① 1-A構造）



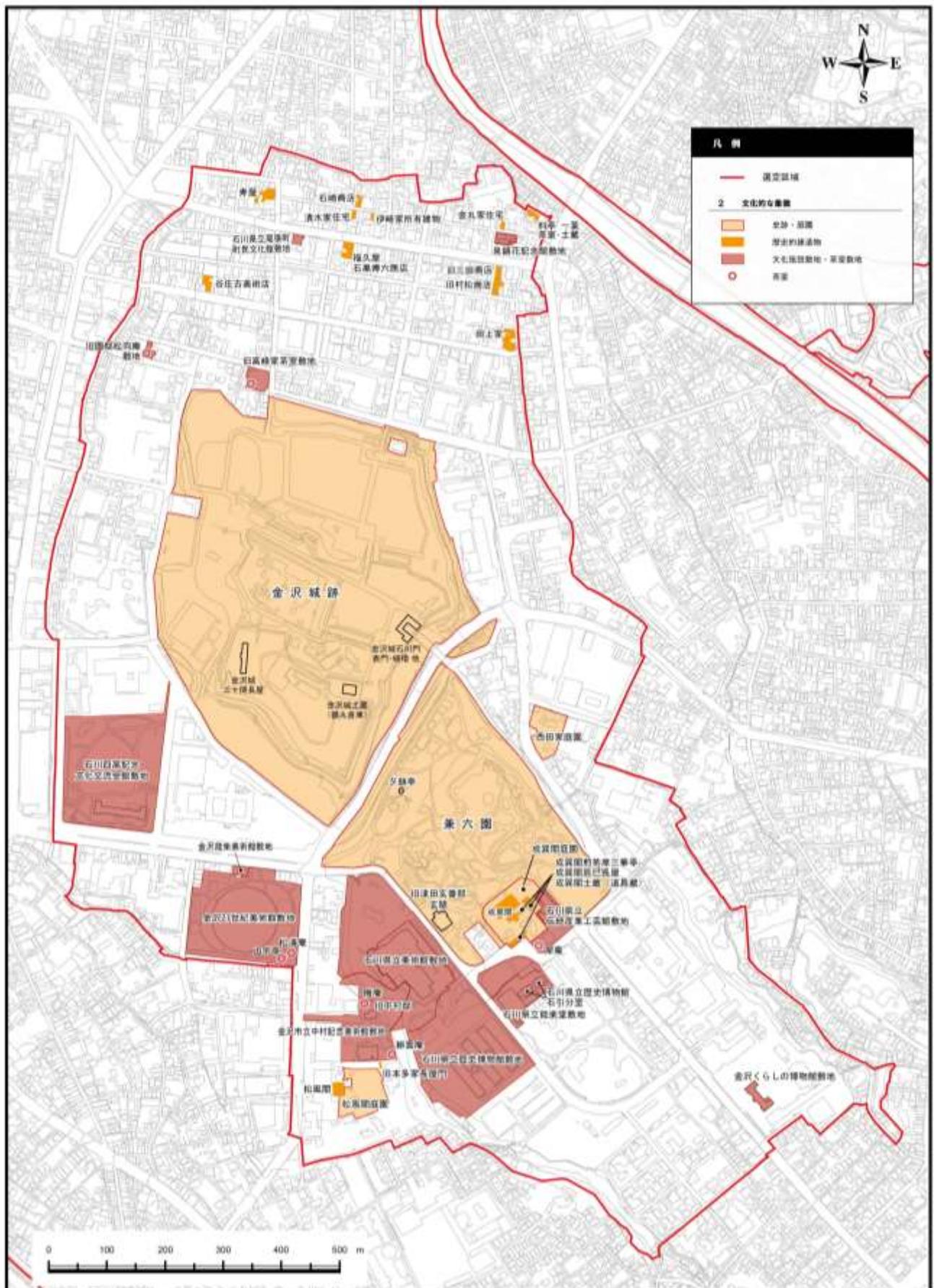


図 19 文化的景観の重要な構成要素位置図（拡大図-③ 2. 文化的な象徴）

表9 文化的景観の重要な構成要素一覧（詳細）

1. 城下町の計画性を示す要素

A. 構 造			
No.	1	2	3
分 類	河川	河川	樹林
名 称	浅野川	犀 川	卯辰山公園
所在地			東御影町地内ほか
写 真			
所有者等	県	県	市
文化財等の指定状況	景観重要公共施設	景観重要公共施設	景観重要公共施設
文化的景観との関連性	浅野川は、金沢の代表的な自然景観であり、かつて城下町を守る天然の要害としての役割をもった河川であった。現在も、加賀友禅流しが行われている。	犀川は、金沢の代表的な自然景観であり、かつて城下町を守る天然の要害としての役割を持った河川であった。また、辰巳用水、鞍月用水、大野庄用水の取水源ともなってきた。加賀毛針を用いた鮎釣りが風物詩となっている。	市街地から望む卯辰山は、藩政期以来の金沢を代表する自然景観であり、兼六園の借景ともなっている。また、藩政期も後半になると、城下の人々の身近な行楽地となった。卯辰山公園は、江戸末期の藩による大規模開拓事業の跡地に、近代以降植林・再整備を進めてきた場所である。現在は風致地区に指定され、市民の憩いの場として利用されている。
A. 構 造			
No.	4	5	6
分 類	惣構	用水	用水
名 称	惣構跡	鞍月用水	大野庄用水
所在地			
写 真			
所有者等	県・市	市	市
文化財等の指定状況	景観重要用水 市指定史跡	景観重要用水 保全指定用水(金沢市用水保全条例)	景観重要用水 保全指定用水(金沢市用水保全条例)
文化的景観との関連性	城下町の防御施設として東西で内外の二重に築かれ、重要な出入り口には升形を置く。惣構掘は空掘であり、もともと軍事的役割だけでなく、雨水や生活排水等の都市水路としての機能を有していた。 近世中期以降、堀幅は縮小され、近代に入りほとんどの土居も破壊されたが、縮小された堀が残り、現在も排水路の機能を有している。	正保年間(1644～48)に改修され、灌漑や精米、製粉などに利用された。流路の一部区間は、西外惣構であった。近代期に製糸場(国内第2位の規模)の動力源として利用され、その後も撚糸・機業・精錬業など近代工業に不可欠な存在であった。 現在も、灌漑のほか冬期の積雪に対する消雪装置やまちなかのアメニティ空間として機能している。	惣構の外側に位置し、灌漑、物資運搬、防火、融雪などの多目的に利用されてきた用水である。造営年代は明確ではないが、別名「御荷川」とも呼ばれ、金沢城築城の際の材木等の物資運搬に由来すると伝えられる。 現在も灌漑、防火、融雪のほか庭園の曲水にも利用されている。

評価指標		A. 構造		
No.	7	8	9	
分類	用水	橋梁	橋梁	
名称	辰巳用水	浅野川大橋	犀川大橋	
所在地	橋場町・主計町～東山		片町～野町・千日町	
写真				
所有者等	市		国	国
文化財等の指定状況	景観重要用水 保全指定用水（金沢市用水保全条例） ※区間の一部を国指定史跡として申請中		国登録文化財	国登録文化財
文化的景観との関連性	寛永9年(1632)、金沢城の防火を目的に整備された辰巳用水は、犀川上流部で取水し、逆サイホンの原理で城内に引水されていた。その水は、城の堀や庭園の水を満たすだけではなく、流路沿線の新田開発にも早い段階から使用されており、多目的に利用されていた。現在、灌漑のほか兼六園、成巽閣、西田家庭園の曲水として利用されている。		藩政期において、北国街道(下口)から金沢城下への重要な入り口(橋)で、浅野川に架かる2橋のうちの1橋であった。 大正11年(1922)、市電敷設に伴い木橋から現在のRC橋に架け替えられた。	藩政期において、北国街道(上口)から金沢城下への重要な入り口(橋)で、犀川に架かる唯一の橋であった。 大正8年(1919)、市電敷設に伴い木橋からRC橋に架け替えられたが、大雨で落橋した。 現在の鋼トラス橋は、大正13年(1924)の架橋。
評価指標	A. 構造			B. 地割等
No.	10			1
分類	道路			寺社
名称	国道159号、主要地方道金沢・湯涌・福光線、市道(81路線)			安楽寺 敷地
所在地	金沢城周辺区域内			東兼六町11-1
写真				
所有者等	国、県、市			個人他
文化財等の指定状況	景観重要公共施設			未指定
文化的景観との関連性	金沢城跡周辺区域内の、主として藩政期から街路線形等が継承されている路線。			城下町形成段階における寺院群建設によるもので、慶長7年(1602)当地に創建された。加賀藩3代藩主・前田利常の小姓脇田猪之助の位牌及び代々の墓がある。脇田直賢は前田利長、利常、光高、綱紀に仕え、千五百石を擁領した。小将町にある玉泉園の作庭者でもある。

評価指標		B. 地割等		
No.	2	3	4	
分類	寺社	寺社	寺社	
名称	石浦神社 敷地	市媛神社 敷地	大谷廟所 敷地	
所在地	本多町3-1-30	尾張町2-2-22	尾山町7-3	
写真				
所有者等	個人他	個人他	個人他	
文化財等の指定状況	未指定	未指定	未指定	
文化的景観との関連性	石浦七ヶ村の産土神で石浦山王と号した古社である。天正8年(1580)兵火に罹り、慶長7年(1602)に村内の別の地に再興した。明治元年(1868)神仏分離で石浦山地主權現の名称を石浦神社とし、同13年(1880)に現在の地に移転した。 加賀藩5代藩主・前田綱紀は、子供の誕生に際し安産を祈願したと伝えられ、以来、安産の神として信仰されている。	近江町の氏神である。寛永年間(1624-44)卯辰山に移転したが、明治12年(1879)氏子崇敬者の篤い願いが叶い、旧社地に復遷した。	もと東照三所權現社の別当神護寺の寺地。明治2年(1869)、神仏混濁の廃止により神護寺も廢される。英学所致遠館となつたが取り壊され、大谷廟所敷地として現在に至る。	
評価指標	B. 地割等			
No.	5	6		
分類	寺社・建造物	寺社・庭園・建造物		
名称	尾崎神社 敷地及び本殿ほか関連施設	尾山神社 敷地及び神門、東神門		
所在地	丸の内5-5	尾山町11-1		
写真				
所有者等	個人他	個人他		
文化財等の指定状況	尾崎神社 本殿・中門・透塀・拝殿及び幣殿(重要文化財)	尾山神社庭園(県指定名勝)、 尾山神社神門(重要文化財)、 尾山神社東神門(国登録文化財)		
文化的景観との関連性	もと東照三所權現社と称し、加賀藩4代藩主光高が金沢城北の丸に造営。明治11年(1878)、現在地に移築され、徳川家康、天照大神、前田利常を祀る。	加賀藩祖前田利家を祀る。もとは、卯辰山山麓に祀られていたが、旧加賀藩士らによって、明治6年(1873)旧金谷御殿の跡地である現在地に新しく社殿を建築し、尾山神社と称した。 境内入口には、明治8年(1875)に竣工した神門(重要文化財)が建つ。神門は津田吉之助設計、高さ約25mの3層建物で、1階の石積みに戸室石を用い、最上階には5色の色板ガラスをはめた擬洋風建築で、明治期以降の金沢名所の代表的な建造物である。尾山神社東門は、もとは金沢城二ノ丸唐門と伝えられる。 尾崎神社庭園は、金沢城金谷出丸の金谷御殿の一部として作庭された。辰巳用水から水を引き入れた池泉回遊式庭園で、雅楽にちなむ意匠から「楽器の庭」ともよばれている。		

評価指標		B. 地割等		
No.	7	8	9	
分類	寺社・建造物	寺社	寺社	
名称	金沢神社 敷地及び本殿、拝殿	久保市乙剣宮 敷地	鶴林寺 敷地	
所在地	兼六町1-3	尾張町2-16-73	東兼六町5-18	
写真				
所有者等	個人他	個人他	個人他	
文化財等の指定状況	金沢神社本殿(旧明倫堂鎮守)(国登録文化財) 金沢神社拝殿(国登録文化財)	未指定	未指定	
文化的景観との関連性	金沢神社は、寛政6年(1794)藩校明倫堂の鎮守として創建されたのに始まる。明倫堂移転後も神社は残り、文政2年(1819)に竹沢御殿(12代藩主齊広の隠居所)の鎮守となつた。明治9年(1876)金沢神社に改称した。本殿は寛政6年(1794)建築されたもので、本殿の北前方に建つ拝殿は、江戸末期の建築である。	当地域の産土神として創建された古社である。慶長6年(1601)卯辰山に移転したが、明治9年(1876)氏子崇敬者の篤い願いが叶い旧社地に復遷した。 当宮は、金沢における「市場発祥の地」、「まち発祥の地」として、古来「商売繁盛・地域発展の神様」として、広く多くの市民から篤い崇高を集めてきた。	城下町の形成段階における寺院群建設に伴い、慶長年中(1596-1615)当地に移った。寺号は、祇陀寺から大安寺に、更に現在の鶴林寺となる。 当寺は、文政年中(1818-30)、前田家の祈願寺となっていた。	
評価指標	B. 地割等			
No.	10	11	12	
分類	寺社	街区	街区	
名称	松山寺 敷地	近江町市場	大親会	
所在地	東兼六町5-6	上近江町他	大手町	
写真				
所有者等	個人他	個人他	個人他	
文化財等の指定状況	未指定	未指定	未指定	
文化的景観との関連性	城下町形成段階における寺院群建設に伴い、慶長4年(1599)当地に創建された。 創建は、横山山城守長知による。長知の父・長隆は、加賀藩初代藩主・前田利家の府中(現福井県武生)時代の家臣である。	天正8年(1580)に近江町青草辻に朝市が始まる。その後、享保6年(1721)に近江町市場が開設された。 藩政期以来、金沢の台所とも呼ばれており、現在も対面販売で庶民的商売の雰囲気を色濃く残している。	城の北側(大手側)に位置する旧武家地。 大きな町割に形成された住宅地と公共施設からなる街区。	

評価指標		B. 地割等		
No.	13	14	15	
分類	街区	街区	街区	
名称	上博労町町会	西町四明和会	旧新町こまちなみ保存区域	
所在地	大手町他	西町四番丁他	尾張町2丁目	
写真				
所有者等	個人他	個人他	個人他	
文化財等の指定状況	未指定	未指定	旧新町こまちなみ保存区域(金沢市こまちなみ保存条例)	
文化的景観との関連性	城の北側に位置する旧武家地。 西町口門に通じる街路両側に形成された住宅地と公共施設からなる街区。	城の北西側に位置する旧武家地。 住宅地が多く、旧武家地としての雰囲気を伝える街区。	旧新町は旧北国街道の北側に位置し、その町名は、尾張町の拡大に伴い新しく町立てされたことに由来する。隣接する主計町・旧並木町とともに、浅野川界隈に栄えた商業・文化活動の舞台となった。 現在、工芸品販売や染色関係等の伝統的な業種が多く集まっている。	
評価指標	B. 地割等			
No.	16	17	18	
分類	街区	街区	街区	
名称	尾張町商店街(尾張町振興会)	上今町町会	下今町町会	
所在地	尾張町2丁目他	尾張町1丁目	尾張町1丁目	
写真				
所有者等	個人他	個人他	個人他	
文化財等の指定状況	未指定	未指定	未指定	
文化的景観との関連性	旧北国街道に面する尾張町商店街は、藩政期において大店の御用商人が集まる町であった。明治以降も、船来品を扱う商店、巻煙草・洋服・靴・時計・洋菓子店など、当時の流行と先端の商品を扱う店が集まり、さらに活況を呈したとされている。 今も残る大型町家などによって、本町としての風格を伝える商店街である。	尾張町商店街の南側に位置する日本町のひとつ。元禄年間(1688-1704)には、上今町・下今町の記録がある。 工芸関連業種や旅館、茶室を伴う住宅などがあり、旧尾張町の中心商業地としての活況を支えてきた地域である。	尾張町商店街の南側に位置する日本町のひとつ。元禄年間(1688-1704)には、上今町・下今町の記録がある。 工芸関連業種や料亭などがあり、旧尾張町の中心商業地としての活況を支えてきた地域である。	

評価指標		B. 地割等	
No.	19	20	
分類	街区	街区	
名称	博親会	広坂振興会	
所在地	大手町	広坂1丁目	
写真			
所有者等	個人他	個人他	
文化財等の指定状況	未指定	未指定	
文化的景観との関連性	城の北東側に位置する旧武家地。東内惣構に沿って区画されている住宅地である。	城の南側に位置し、香林坊と兼六園を結ぶ広坂通りに面した商店街である。伝統工芸品を取り扱う店舗が数多くみられる。	

## 2. 文化的な象徴

No.	1		
分類	城跡		
名称	金沢城跡		
所在地	丸の内71番18ほか		
写真			
	石川門 公園整備が進む城跡 (復元された五十間長屋と菱檜)		三十間長屋
所有者等	県・市		
文化財等の指定状況	国指定史跡(北陸電力所有地除く) 金沢城石川門(重要文化財) 金沢城三十間長屋(重要文化財) 金沢城土蔵(鶴丸倉庫)(重要文化財)		
文化的景観との関連性	小立野台地の先端部に位置する加賀藩前田家の居城跡。 大名としての政治的権力や近世の築城技術を知る上で重要であり、立地上の特性を生かした縄張りや高度な技術を今に伝える遺構が数多く残る。明治維新後は兵部省、陸軍省管轄となり、第2次世界大戦後は金沢大学が設置されるなど、近代化が進む社会変動の中にあって、常に金沢の中心的役割を担ってきた場所である。 現在は金沢城公園として公園整備が行われ、一般公開されている。		
No.	2		3
分類	庭園		庭園
名称	兼六園		松風閣庭園
所在地	兼六町1-1		本多町3-2-1
写真			
	夕顔亭 園内の様子	旧津田玄蕃邸玄関	
所有者等	県		個人他
文化財等の指定状況	歴史公園(国指定特別名勝) 夕顔亭(県指定文化財) 旧津田玄蕃邸玄関(県指定文化財)		市指定名勝
文化的景観との関連性	金沢城東南の小立野台地上に位置する池泉回遊式の大名庭園で、金沢を代表する歴史遺産。延宝4年(1676)、加賀藩5代藩主・前田綱紀による蓮池庭と御殿の建設に始まり、19世紀中期に兼六園としての完成をみた。宋の時代の書物『洛陽名園記』に因む六勝(宏大、幽邃、人力、蒼古、水泉、眺望)を兼ね備えた庭園として、奥州白河藩主・松平定信によって「兼六園」と命名された。 園内を彩る植栽をはじめ、御亭、茶屋、辰巳用水の水を利用した日本最古の噴水など、作庭当時の技術の粋が集められ作庭されている。近代に入り兼六公園として一般公開が始まり、現在も全国から多くの人が訪れている。		加賀藩3代藩主・前田利常の時代に、本多家下屋敷の庭園として作庭された。小堀遠州の右腕の実務家・賢庭や、宗和流始祖・金森宗和の息子・七之助(二代目宗匠)らが作庭技術を指導したとされる。 本多の森の緑を借景とし、庭の中心に霞ヶ池を有した池泉回遊式庭園である。

No.	4	5	
分類	庭園	庭園・建造物	
名称	西田家庭園 玉泉園及び 灑雪亭露地並びに庭園	成巽閣関連施設及び敷地	
所在地	小将町8-5	兼六町1-2	
写真		  	
所有者等	個人他	個人他	
文化財等の指定状況	県指定名勝	成巽閣(重要文化財) ※清香軒(茶室)含む 成巽閣庭園(国指定名勝) 成巽閣煎茶席三華亭(県指定文化財)、成巽閣辰巳長屋(県指定文化財) 成巽閣土蔵(道具蔵)(県指定文化財)	
文化的景観との関連性	加賀藩2代藩主前田利長の近侍であった脇田直賢が着工し、四代にかけて完成した。山畔崖地を利用した上下2段式の池泉回遊式庭園である。脇田家の別荘庭園として作庭され、南側に裏千家の仙叟宗室指導のものとされる茶室灑雪亭とその露地を含む。 兼六園に導水されていた辰巳用水から分流した水を用い、園内の曲水としている。明治期に実業家西田家の庭園となり、改変はあるもののほぼ原形を留める。	文久3年(1863)、加賀藩13代藩主前田斉泰が、母の隠居所の一部として旧竹沢御殿跡地に造営した施設。成巽閣は、現存する加賀藩主の建物として貴重な建物であり、近世末期の数寄屋風武家住宅の代表的な遺構としても貴重なものである。また、茶室清香軒や煎茶席三華亭を有するとともに、辰巳用水の水を遣水として利用した成巽閣庭園がある。 近代以降前田家別邸となり、兼六園の一般公開とあわせて明治7年(1873)以降「成巽閣」と称される。	
No.	6	7	8
分類	生業・建造物	生業・建造物	生業・建造物
名称	福久屋石黒傳六商店	谷庄古美術店主屋	寿屋
所在地	尾張町1-10-8	十間町44	尾張町2-4-12
写真			
所有者等	個人他	個人他	個人他
文化財等の指定状況	市指定保存建造物(金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例)	国登録文化財	市指定保存建造物(金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例)
文化的景観との関連性	藩政期以来、薬種業を営む尾張町の老舗のひとつ。 嘉永5年(1852)建築の木造2階建の町家で、大店の店構えをよく残す。	明治元年に創業した、主に茶道具を扱う古美術商の老舗。 建物は、昭和2年(1927)建築の和洋並立の店舗兼住宅。正面中央に玄関を開き、洋館の1階を店舗としている。内部には、寒雲亭写の茶室を有する。	江戸末期建築の木造町家。もとは羽二重問屋の商家であったが、昭和8年(1933)より精進料理の料亭となり、金沢の食文化を伝えている。 明治37年(1904)に増築され、また隣接する昭和初期の建物と一体となって利用されている。尾張町界隈の風情を感じさせる町家。

No.	9	10	11
分類	建造物	建造物	建造物
名称	松風閣（旧広坂御広式御対面所）	日本多家住宅長屋門	旧三田商店
所在地	本多町3-2-1	本多町3-2-1	尾張町1-8-5
写真			
所有者等	個人他	市	個人他
文化財等の指定状況	国登録文化財	国登録文化財	国登録文化財 市指定保存建造物（金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例）
文化的景観との関連性	加賀八家本多家上屋敷の遺構。天保5年（1834）、加賀藩12代藩主前田斉広が娘の奥入れに際して、藩主自らが造営した。 近代に移築され、現在は茶会などにも利用されている。上級武家屋敷の建築様式と格式を伝える歴史遺産として貴重。	加賀八家本多家下屋敷の一画にあった長屋門を、明治初期に移築したものと伝えられる。 武士住宅の遺構として貴重。	尾張町商店街に建つ昭和5年（1930）築のRC造の近代建築。外壁はスクラッチタイル仕上げとし、建物のコーナー部を曲線で処理するとともに、正面出入口に様式建築の装飾を集中させる点は特徴的である。 藩政期以来、金沢の代表的な商人町として栄えた当地において、金沢の近代化を象徴する建造物の一つ。
No.	12	13	14
分類	建造物	建造物	建造物
名称	旧村松商店	田上家	石崎商店
所在地	尾張町1-8-1	尾張町1-5-20	尾張町2-6-36
写真			
所有者等	個人他	個人他	個人他
文化財等の指定状況	国登録文化財 市指定保存建造物（金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例）	市指定保存建造物（金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例）	旧新町こまちなみ保存建造物（金沢市こまちなみ保存条例）
文化的景観との関連性	旧北国街道から一本南側の道路に面して建つ。尾張町界隈の老舗の一つにあたる糸卸小売商の自社ビルとして、昭和3年（1928）に建てられたRC造の近代建築。南西隅部に塔屋を設け、外壁にタイル等を用いたアールデコ調の特徴的な意匠とする。 尾張町界隈の商業地としての近代的発展を伝える建造物の一つ。	昭和6年（1931）築の診療所と同7年築の住居部分に分かれた木造の洋館住宅。建物の細部に亘って職人の手仕事による装飾がみられ、その意匠も欧州のモダニズムを彷彿とさせるものである。 金沢における住宅建築の近代化を象徴する建造物の一つ。	藩政期に町人地であった界隈の風情を感じさせる明治時代の町家。

No.	15	16	17
分類	建造物	建造物	建造物
名称	清水家住宅	伊崎家所有建物	金丸家住宅
所在地	尾張町2-9-7	尾張町2-9-10	尾張町2-16-71
写真			
所有者等	個人他	個人他	個人他
文化財等の指定状況	旧新町こまちなみ保存建造物(金沢市こまちなみ保存条例)	旧新町こまちなみ保存建造物(金沢市こまちなみ保存条例)	旧新町こまちなみ保存建造物(金沢市こまちなみ保存条例)
文化的景観との関連性	藩政期に町人地であった界隈の風情を感じさせる明治時代の町家。	藩政期に町人地であった界隈の風情を感じさせる明治時代の町家。	藩政期に町人地であった界隈の風情を感じさせる江戸時代の町家。
No.	18	19	20
分類	文化	文化	文化
名称	旧園邸松向庵 敷地	旧高峰家茶室 敷地	金沢市立中村記念美術館 敷地
所在地	西町三番丁17-7	丸の内5-16	本多町3-2-30
写真			 中村邸 梅庵 耕雲庵
所有者等	市	市	市
文化財等の指定状況	市指定有形文化財	未指定	旧中村邸:市指定保存建造物(金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例)
文化的景観との関連性	近世の平土屋敷地。現在は大正10年(1921)頃建設された羽二重商の近代和風住宅が立地する。所有者の変遷を経て、平成4年(1992)金沢市に寄贈された。切妻造の主屋、土蔵、長屋門を思わせる門扉で構成された近代和風住宅で、建物内部には表千家12代惺齋宗左の指導による茶室「松向庵」と露地が残る。茶室は、現在市民に広く利用されている。	旧高峰家茶室の敷地は、金沢城跡に隣接する黒門前緑地内にある。藩政期においては藩の施設(御算用場)があった場所である。建物は、「タカジアスター」の発明で世界的に有名な科学者高峰譲吉の生家の一部を利用したものであり、民間施設に移築されていたものを、現在地へ再移築している。現在、茶室として市民に広く利用されている。	中村記念美術館は、(財)中村記念館より寄贈を金沢市が受けて発足した。酒造家中村栄俊氏が収集した茶道具や金沢の伝統工芸の名品をもとにした、金沢の茶の湯文化の保存継承を図る施設である。現在、本敷地は本多公園内に含まれ、藩政期には本多家下屋敷があつた。敷地内には別館の旧中村邸と、2棟の茶室(耕雲庵・梅庵)がある。昭和3年(1928)建築の住宅を、昭和41年(1966)に移築したものである。

No.	21	22	23
分類	文化	文化	文化
名称	金沢市くらしの博物館 敷地	石川県立尾張町町民文化館 敷地	石川県立歴史博物館 敷地
所在地	飛梅町3-31	尾張町1-11-8	本多町3-2
写真			
所有者等	市	県	県
文化財等の指定状況	県指定有形文化財	県指定有形文化財	重要文化財建造物
文化的景観との関連性	近世の前田対馬守下屋敷地。現在は明治32年(1899)に建設された旧県立第二中学校三尖塔校舎が立地する。 「学都」と称された近代金沢の象徴的な教育施設の一つ。紫錦中学校時代を経て、現在は、市民の生活資料や、様々な都市文化を示す職人道具等を収蔵・展示する民俗博物館として活用されている。	本施設は尾張町商店街の中に位置し、尾張町商店街振興組合の管理・運営のもとに、町民文化館として利用されている。尾張町の商店に伝わる愛蔵品の展示や、伝統産業に関する企画展、イベントの実施などを通じて、尾張町の魅力発信と文化振興に寄与する活動の場となっている。本施設は、もとは金沢貯蓄銀行として明治40年(1907)建築された。伝統的な土蔵造外観に対し、洋風意匠の内部空間を組み込んだ和洋折衷の銀行建築。	本多家上屋敷地の一部を含む武家屋敷跡地で、現在、本敷地は本多の森公園に含まれている。 敷地内には、明治42(1909)から大正3年(1914)にかけて建設された3棟の近代建築が立地し、藩政期の生活・生業に関する資料や、県内の様々な歴史文化資料を所蔵・展示する博物館として活用されている。
No.	24	25	26
分類	文化	文化	文化
名称	石川四高記念文化交流館 敷地	石川県立伝統産業工芸館 敷地	石川県立能楽堂 敷地
所在地	広坂2丁目	兼六町1-1	石引4-18-3
写真			 能楽堂  石引分室 2棟 
所有者等	県	県	県
文化財等の指定状況	重要文化財建造物	未指定	登録文化財(石川県立歴史博物館 石引分室 2棟)
文化的景観との関連性	石川四高記念文化交流館の敷地は、文政5年(1822)に藩の教育施設である明倫堂が移転してきた場所であり、現在は中央公園に含まれている。 明治24年(1891)に竣工した旧第四高等中学校本館を活用した本施設は、「学都」と称された近代金沢の象徴的な教育施設の一つ。明治期の日本人建築家の手による本格的な洋風建築としても重要。	兼六園の南側に位置する本施設は、藩政期以来継承されている高い伝統技術を継承する文化施設である。本施設では、現代の暮らしに生きる伝統工芸品の数々を紹介している。また、敷地内には茶室犀庵を併設し、市民に利用されている。	本多の森公園内にある本施設には、昭和7年(1932)に建設された広坂の金澤能楽堂を移築し、現在は昭和47年(1972)に開館した県立の能楽堂が立地する。 石川県の能楽文化の保存・継承と振興を目的とし、様々な催物や講座が開かれている。

No.	27	28	29
分類	文化	文化	文化
名称	石川県立美術館 敷地	卯辰山工芸工房 敷地	金沢能楽美術館 敷地
所在地	出羽町3-1	金沢市卯辰町10	広坂1-2-25
写真			
所有者等	県	市	市
文化財等の指定状況	未指定	未指定	未指定
文化的景観との関連性	藩政期においては、本多家上屋敷のあった場所で、現在は本多の森公園と一体的な空間に石川県立美術館が立地する。藩政期の工芸作品や大名道具、古九谷・再興九谷をはじめとする九谷焼のコレクション等、多くの作品を収蔵・展示している。	卯辰山公園内にある施設。本工房は、金沢の優れた伝統工芸の継承発展と文化振興を図るために工芸の総合機関として設立された。工芸技術者の養成や工芸資料の展示、市民工房の開設を行っている。	加賀藩前田家が保護、育成を囲り、武士から町人まで幅広く浸透した加賀宝生の文化を伝える施設で、貴重な能面や能装束の収蔵展示や子供を対象とした能のワークショップの開催等、伝統芸能を次世代へ伝える幅広い試みを行っている。
No.	30	31	32
分類	文化	文化	文化
名称	金沢21世紀美術館 敷地	泉鏡花記念館 敷地	料亭 一葉 茶室・土蔵
所在地	広坂1-2-1	尾張町2-12-7	下新町5-3
写真	  		 
所有者等	市	市	個人地
文化財等の指定状況	未指定	未指定	旧新町こまちなみ保存建造物(金沢市こまちなみ保存条例)
文化的景観との関連性	藩政期に由来する金沢の高い文化性や美意識が、市民生活に継承されていることを象徴的に示す施設。 金沢の芸術文化を継承・発展させるための施設である。 敷地内には、茶室が2棟(松涛庵・山宇亭)併設されている。	金沢を代表する近代の文豪の一人、泉鏡花の功績と作品の魅力を伝える文化施設。 加賀藩細工方白銀職の系譜に属する象眼細工・彫金等の鋳職人と加賀藩御手役者の娘を両親に持ち、幼少期を浅野川に隣接する新町で過ごした鏡花は、当時の情景や経験を自らの執筆作品に多数残している。	本建物は、藩政期に、表千家の残月亭を好んだ茶人の金谷三次郎によって、その写しとして建築された。 当時、中層階級の町人にも茶道文化が広がり、界隈の町人地から旦那が訪れ一碗を喫したといわれている。 特に、茶室は、座敷・寄付などの内部空間は当時の旧態をよく保ち、金沢の町人文化をあらわす貴重な建物である。

#### (4) 重要な構成要素の滅失又はき損、現状変更等の取扱基準

文化的景観を構成する要素の中から、文化財保護法第136条（滅失又はき損）及び第139条（現状変更等の届出等）に基づき、滅失又はき損、現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合に文化庁長官に対して届出を要する重要な構成要素を特定した。

なお、重要な構成要素の滅失又はき損、現状変更等の行為は、基本的には当該地域に設定される土地利用等の規制に関する法令等の許可・届出や景観法に基づく景観計画の届出の対象となっている。

##### ○重要な構成要素の滅失又はき損、現状変更等の手続き

文化的景観の重要な構成要素として、文化庁長官に対して届出を要するものについて、滅失又はき損、現状変更等がある場合、文化財保護法第136条及び第139条に基づき所有者等は文化庁長官に対して届出を行うものである。

所有者等が届出しなければならない行為とは、概ね以下のとおりの状況を示す。

表10 文化庁への届出が必要な場合

根拠法令	届出の種類	届出が必要な場合	届出日
文化財保護法 第136条関係	滅失・き損	重要な構成要素の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、この限りではない。	滅失・き損を知った日から10日以内。
文化財保護法 第139条関係	現状変更等	重要な構成要素の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	現状変更しようとする日の30日前まで。

なお、重要な構成要素として設定したものの中、文化的景観の価値との関係が認められない建造物については、行為規制や修景補助の対象としないものとする。

## 第5章 文化的景観の整備に関する事項

「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」の価値に配慮し、基本方針のもと整備・活用を図るものとする。

整備活用の具体的方策として、文化的景観の保護に資する本市の事業について、以下に示す。今後、これらの各種事業を効果的に組み合わせながら、選定申出区域を対象にした総合的かつきめ細やかな事業展開を図り、有形・無形の要素が一体となった文化的景観の特性をより高めていくよう努めるものとする。そのため、文化的景観とそれに関連するものの保存活用の観点から整備検討委員会を設置し、文化庁と十分な調整を図りつつ有形要素の整備のあり方を検討する。

### 5－1 歴史的建造物の修復

都市の中の建築物は、経済活動や文化活動などその時代の人々の生活や営みに応じて変化してきた。市内に残る歴史的建造物は、都市の歴史的変遷を示す重要な要素である。このため、歴史的建造物の修理・修景に対して助成等の支援を行うことにより、保存・活用を図る。

表 11 歴史的建造物の修復に関する事業一覧

事業名	概要
伝統的建造物修復事業	区域内にある、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」に基づき認定した伝統的建造物の保全・再生を目指す上で外観の修理修景の助成を行う。このことで、金沢らしい魅力を醸し出す景観要素を保全する。
こまちなみ保存事業	本市は平成6年に歴史的景観が色濃く残る地区を保存するため、「金沢市こまちなみ保存条例」を制定した。条例に基づく区域として「こまちなみ保存区域」を指定した。当該条例に基づき指定したこまちなみ保存建造物を保存すると同時に区域の特性を活かした建造物の修景整備や環境整備に対する助成を行う。このことで、金沢らしい魅力を醸し出す景観要素を保存する。
かなざわ町家継承・活用促進事業	市内に残る歴史的建築物は、文化的景観の保護を図る上で重要な要素となるものであるが、文化的景観区域内においても未指定の歴史的建築物の滅失が進み空き家や空地の増加が顕著となっている。本市ではこのような状況にある歴史的建築物のうち町家、武士住宅、近代和風住宅のいずれかの様式を有するものを「金澤町家」と定義し、保護と活用を推進する。町家再生活用モデル事業として、店舗・貸家・宿泊施設の設計及び外観修復、構造補強、屋根、内装の改修工事を支援する。
文化財保存助成事業	石川県文化財保護条例及び金沢市文化財保護条例により指定されている建造物等及び景観条例で指定されている保存対象物について、所有者等が行う良好な状態に維持または回復するための保存修理に対して助成を行う。

## 5－2 伝統技術の継承

現在も、工芸技術は継承されており、市内に数多くの工芸作家や伝統工芸に関する店舗を有するなど、市民の生活・生業に大きな影響を与えている。このため、工芸技術や伝統産業の振興に対する助成や支援、現代生活に適応した新しいスタイルの工芸品の開発等を行うことで、優れた技術の継承を図る。また、工芸技術と同様に、歴史的建造物を修理・修復するための技術についても継承を図る。

なお、本市は平成7年（1995）に世界工芸都市宣言を行い、平成21年（2009）6月8日にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）創造都市ネットワークに、クラフト分野での登録がなされた。申請にあたっては、金沢が誇る伝統工芸や文化的土壤、それに立脚した産業展開のほか、伝統に革新を重ね、新たな文化の創造につなげていることなどを、世界に向けて広くアピールしている。今後も日本を代表する伝統的工芸都市として、独自の文化関係施策の充実を図るとともに、他のユネスコ創造都市との交流を深めていくものである。

表12 伝統技術の継承に関する事業一覧

事 業 名	概 要
【育てる】	
A. 奨励、 助成	金沢市伝統産業新規参入者研修奨励金 後継者不足に悩む伝統産業分野における若手職人の人材育成支援策として、事業者及び若手研修者に対して奨励金を支給する。
	伝統産業技術研修者育成 本市の伝統産業等の後継者として、質の高いものづくりを担う人材を育成することにより、伝統産業のさらなる振興を期すものである。このため、伝統産業の専門的知識及び技術を修得しようとする者、もしくは修得しようとする者を雇用する事業者に対して奨励金を交付する。このことにより、歴史と伝統を反映した生業を継承し、伝統技術の維持向上を図る。
	金沢伝統工芸職人奨励 歴史ある金沢の伝統工芸の中でも、特定の工程分野（金沢仏壇宮殿、金沢漆器塗など）については、職人の高齢化と後継者不足のため、極めて危機的状況にある。このため、これら特定分野として質の高いものづくりを担う人材の育成を積極的に奨励し、本市伝統産業のさらなる振興を期す。
	職人工房開設奨励事業 近年、職人層の高齢化と中心部からの転出により、街の中から、「ものづくり」の活気と伝統が失われつつある。このため、中心市街地の空き店舗等を伝統工芸産業工芸家や職人の工房として活動の場を確保することで、中心市街地活性化の一助とする。

	(仮称)町家職人工房開設事業	若手工芸作家等に工房を提供し、独立を支援するインキュベーション施設としての役割と、観光客へ本物の工芸が持つすばらしさをアピールするための場として町家を活用する。
	卯辰山工芸工房技術研修者奨励金	金沢卯辰山工芸工房に技術研修者として在籍する者に対し、「金沢の技と芸の人づくり奨励金の交付に関する規則」に基づき奨励金を交付する。
<b>B. 技術等 の伝承</b>	(社)金沢職人大学校運営	金沢職人大学校は、藩政期から金沢に根付いてきた職人の高度な技術の伝承を目的として、平成8年10月に開校した。修了生は市内の文化財をはじめとする歴史的建造物の修復事業に携わり、高い評価を得ている。
	子どもマイスタースクール	職人の各種の後継者育成を目的に、徒弟制度的な技術の修得をねらいとした早期英才教育を行っている。受講対象者は小学校4年生から中学校1年生で、受講期間は2年間としている。
	希少伝統工芸復刻研究事業	職人の高齢化や後継者不足に伴い、既に廃れた、または消滅しつつある伝統工芸品の再現を試みることで、関連する工芸分野職人の技術力の向上を図るとともに、新たな後継者の育成や伝統工芸品の新たな産地化を目指す。
	伝統工芸異業種職人塾	伝統工芸に従事する各業種の若手職人を対象とした研修会を実施し、伝統工芸に関する知識・技術の習得をはじめ、グループワーキングを通じて、伝統工芸の現状や課題等を認識することで、若手職人の伝統工芸に対する研鑽意識の向上及び人材育成を図る。
	希少伝統産業専門塾開設事業	歴史ある金沢の伝統工芸の中でも、希少伝統産業については、技術習得に長期間を必要とし、従事者の高齢化と後継者不足のため、極めて危機的状況にある。手仕事に関心のある市民を対象に専門塾を開設し、希少伝統産業の振興に資する。
	(仮称)加賀友禅技術振興研究所管理運営	加賀友禅の活性化を目指して友禅の技術支援、情報提供、後継者育成、販路拡大等の諸課題を研究する機関として加賀友禅伝統産業会館内に研究所を設立・運営する。
	金沢箔技術振興研究所準備	安江金箔工芸館の東山地区への移転にあわせ、金沢箔の振興と技術研究を目的とした研究所を開設することで、本市伝統工芸品のリーダーとしての金沢箔の魅力を発信する。
	金沢21世紀美術館教育普及事業	金沢21世紀美術館の事業の大きな特徴である教育普及（小中学校・金沢美大）活動を強化・発展させる。

	<b>金沢工芸子ども塾事業</b>	金沢のもつ工芸の伝統や人材を生かし、子どもの頃からものづくりの楽しさを体験させることを通じて、工芸の素質、素養を磨き、将来の一流の工芸作家の発掘と育成に資する。 工芸子ども塾 小中学生を対象 月2回 1期2年
<b>C. 表彰</b>	<b>匠の技職人表彰</b>	伝統的で高度な職人技を永年従事し、技術の保存、後継者育成等業界の発展に貢献のあったものを表彰する。
	<b>伝統産業貢献者表彰</b>	金沢市の伝統工芸品産業に永年従事し、技術の保存、後継者の育成等、業界の振興発展に貢献のあった者を表彰する。
	<b>ものづくり奨励賞表彰事業</b>	ものづくり条例の制定を機に、ものづくりの将来を担う若手後継者の表彰制度を設け、本市のものづくりに関する業界のさらなる発展を促進する。
	<b>金沢市菓子・料理職人表彰</b>	藩政期以来継承されてきた本市の個性豊かで、格調高い伝統文化の一翼を担う菓子・料理技能の向上、食文化の進展に功労のあった者を表彰する。
<b>【高める】</b>		
<b>A. 奨励、助成</b>	<b>金沢ブランド工芸品開発推進事業</b>	現代生活に適応した新しいスタイルの工芸品を開発するための開発費の一部を助成し、伝統工芸の一層の販路拡大を図る。
	<b>金沢ブランド優秀新製品開発奨励</b>	市内中小企業者が開発した新製品のうち、優秀と認めるものを金沢ブランド優秀新製品として認定・表彰することで、中小企業の新製品開発を促進し、産業の活性化を図る。
<b>B. 技術の向上</b>	<b>平成の百工比照づくり事業</b>	金沢の伝統工芸品の製造工程の資料やサンプルなどを収集し、平成版の「百工比照」事業に着手する。 ※「百工比照」とは、五代藩主綱紀が細工人の技術向上と工芸技術を保存し記録するために作成したものである。全国からよりすぐって収集した2千点以上の工芸品を整理・分類したもので、江戸時代の中期頃までの最高レベルの工芸品と、一流の職人の技を伝える貴重なものである。
<b>【広める】</b>		
<b>A. 助成、支援、補助等</b>	<b>(仮称)まちなかクラフトワゴン市開催費助成</b>	販路をもたず、個展を開催するための経費を準備できない若手工芸作家の出店を促し、本物の工芸が持つすばらしさをアピールするとともに、若手工芸作家には販路開拓の足がかりをつくる。
	<b>ミニ個展開催助成</b>	若手工芸家や伝産法未指定業種の従事者が、個展やグループ展を開催する場合に、その費用の一部を助成することで、作品発表の機会を与えるとともに、工芸品の販路拡大、後継者育成に寄与する。

	<b>金沢市工芸展開催</b>	現代の生活様式に適応した工芸品の開発、技術の向上を目指し、金沢市工芸協会会員、そして一般からの作品を広く募集し、展示紹介することによって本市工芸の振興、発展を図る。
	<b>各種伝統工芸展開催費補助</b>	加賀友禅工芸展や金沢箔まつりなど各種の伝統工芸展の開催を補助することにより、本市の伝統工芸品の普及啓発と販路の拡大を図る。
	<b>広坂シンボルロード創出事業</b>	緑豊かな潤いあるまちなみや伝統工芸品店が集積する広坂振興会の特性を活かしつつ、「人が住まい、集い、賑わう」広坂の新たな賑わい創出を目指す。
	<b>尾張町老舗交流館運営事業</b>	市民や観光客の憩いと交流の場として「尾張町老舗交流館」を開設し、中心商店街の賑わい創出と尾張町が藩政期から引き継ぐ老舗の文化を紹介・発信することで、「老舗の街・尾張町」の個性あるまちづくりを推進する。
	<b>金沢の料亭文化発信事業</b>	加賀料理（金澤料理）と料亭文化を国内外に発信し商圏の拡大を図る。
<b>B. 伝統文化 の発信、 利用促進</b>	<b>金沢・世界工芸トリエンナーレ開催準備</b>	世界工芸都市宣言に基づき、金沢工芸の伝統的技法、技術の継承・発信と後継者的人材育成を図るため、平成22年度金沢・世界工芸トリエンナーレを開催する。
	<b>金沢の博物館 文化発信・集客事業</b>	伝統文化、美術、文学など多彩な博物館施設の魅力を発信し、観光客やリピーターの誘致につなげる。
	<b>金沢能楽美術館展覧会開催事業</b>	加賀宝生に伝わる貴重な能面や能装束や、日本全国に伝わる国内有数の能の名品を展示することにより、能楽という伝統芸能を次世代に伝え、伝統を現代、さらに未来へと繋げる。
	<b>食文化情報発信事業 (仮称) 金澤じわもん祭</b>	金沢の豊かな食文化を全国に発信し、金沢への誘客促進と地元食材の生産・消費の拡大を図る。
	<b>金沢工芸普及推進協会運営事業</b>	伝統産業の振興に向け、行政と作り手・売り手（業界・組合等関連団体）が一体となり、金沢工芸ブランドを確立し、販売ビジネスに結びつけるため、工芸品の情報発信・商品開発・販路拡大などを行う。
	<b>伝統工芸産業アクションプラン (仮称) 策定事業</b>	金沢の貴重な財産であり、誇りでもある伝統工芸産業の活性化の指針となるアクションプランを策定する。

### 5－3 「嗜み」の文化の継承

3代藩主利常、5代藩主綱紀が、武士の嗜みとして奨励した茶道や能をはじめとする「嗜み」の文化は、広く庶民にも広がりをみせ、現在も市民の生活に息づいている。この「嗜み」の文化を継承するため、後継者の育成や茶室の利活用等に対する支援を行う。

表 13 「嗜み」の文化の継承に関する事業一覧

事業名	概要
お茶室活用推進事業	茶室は本市の伝統文化のひとつ茶の湯の象徴といえるものであり、本市が所有する茶室をさらに活用するために、広く市民に紹介する。また、茶会だけでなく、アートの展示会や朗読会などに茶室を利用し、お茶室の多様な魅力を発信することで茶の湯文化の継承・発展に寄与する。
加賀宝生こども塾事業	藩政期から受け継がれている加賀宝生は、現在も広く市民の間で親しまれている。この加賀宝生を子どもたちに教えることを通じ、能楽が有する固有の文化性（美、礼節など）を人づくりに生かすとともに、金沢の伝統芸能を次代に引き継ぐそ野の拡大を目指し、本市の伝統文化の振興発展に寄与する。
金沢素囃子こども塾事業	素囃子は、北陸では金沢のみに残る伝統芸能であり、格調の高さ、優美さ、技術水準の高さにおいて全国的にも上位にある。この金沢素囃子を子どもたちに教えることを通じ、素囃子が有する固有の文化性（美、礼節など）を人づくりに生かすとともに、金沢の伝統芸能を次代に引き継ぐそ野の拡大を目指し、本市の伝統文化の振興発展に寄与する。

#### 5－4 金沢市歴史的風致維持向上計画に基づく整備事業

本市は、平成 20 年（2008）11 月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、「金沢市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成 21 年（2009）1 月に国（国土交通省、文部科学省、農林水産省）の認定を受けている。「歴史的風致維持向上計画」の中で定めた重点区域は、金沢城跡（国指定史跡）・兼六園（国指定特別名勝）を核とする旧城下域、並びに市街地の背景として一体で連なる金沢の自然、地形の特徴を顕著に示す台地、丘陵の一部を含む区域を捉えている。

この重点区域は、重要文化的景観の選定申出区域を含むものであり、歴史的風致維持向上計画に基づく整備事業のいくつかは、重要文化的景観の整備の具体的方策ともなっている。

具体的には、表 14 に示す整備事業について、10 年間で進める計画である。

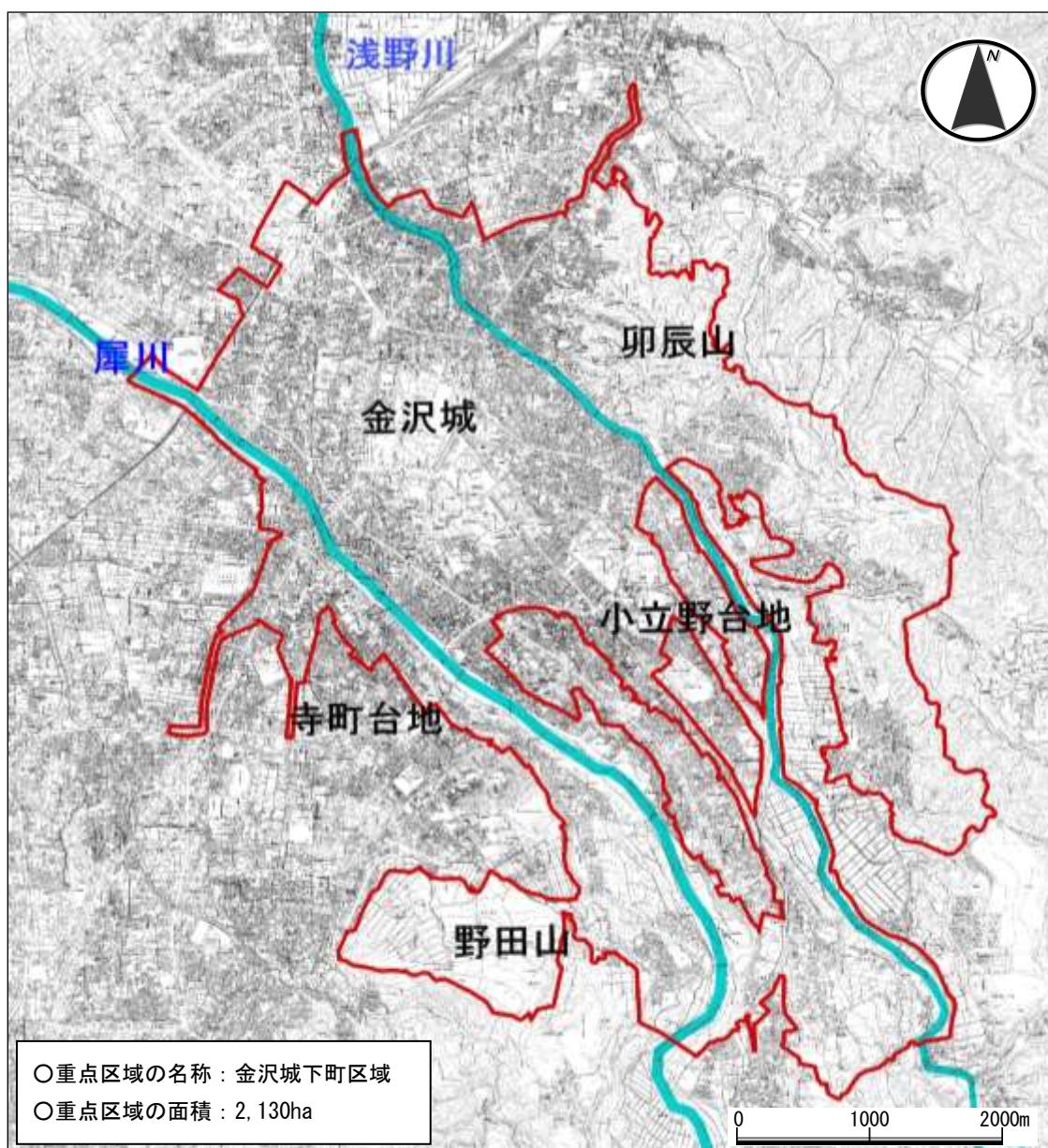


図 20 歴史的風致維持向上計画における重点地区

表 14 歴史的風致維持向上計画における事業計画一覧

事業名	～H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30～
<b>■都市公園事業</b>											
・金沢城公園整備事業	(H7- )◆									(H7-26)	
・本多の森公園整備事業	(H20- )◆				(H20-22)						
<b>■道路事業</b>											
潤いの道づくり事業											
・大手門中町通り整備事業	◆		(H16-21)								
・玉川公園周辺整備事業				◆		(H23-24)					
・大野庄用水沿い整備事業				◆		(H22-23)					
・安江町界隈整備事業				◆		(H23-24)					
・旧鶴来街道(県道～六斗広見)修景整備事業				◆						(H25-27)	
歴史の坂路修景事業											
・蛤坂(旧鶴来街道)修景整備事業						◆	(H25)				
寺院群散策路修景整備事業											
・にしへん街～寺町連絡路修景整備事業	◆						(H20-24)				
・宗龍寺前(心の道)修景整備事業							◆	(H25)			
こまちなみ道路修景事業											
・旧新町通り修景整備事業							◆			(H26-28)	
・浅野川風情の道路整備事業								◆			(H27-29)
<b>■無電柱化事業</b>											
・大手門中町通り整備事業	◆		(H18-21)								
・金沢城お堀通り(横堀・若宮線)無電柱化事業		◆				(H21-24)					
・玉川公園周辺整備事業			◆			(H23-24)					
・旧鶴来街道(蛤坂)修景整備事業				◆		(H24-25)					
・旧鶴来街道(県道～六斗広見)修景整備事業				◆						(H25-28)	
・ひがし茶屋街(重伝建地区内)無電柱化事業					◆					(H25-27)	
・尾山神社参道無電柱化事業					◆					(H23-25)	
・木倉町通り無電柱化事業	◆				◆		(H20-23)				
・中央通り口(大野庄用水沿い)整備事業					◆		(H23)				
・香林坊(国道～北国新開橋)無電柱化事業						◆	(H24)				
・香林坊109裏(鞍月用水沿い)無電柱化事業						◆	(H23-24)				
・袋町地内無電柱化事業						◆				(H22-25)	
<b>■憩構掘復元整備事業</b>											
・西内憩構堀(緑水苑)復元事業	◆					(H20-21)					
・西外憩構堀(升形)復元事業	◆						(H20-23)				
・西外憩構堀(玉川公園横)復元事業			◆					(H22-24)			
・まななか辰己用水(西外憩構堀)再生事業				◆				(H23-24)			
<b>■その他歴史的風致の維持向上施設の整備事業</b>											
・観光駐輪場整備事業					◆		(H21-22)				
・東山ひがし防災拠点広場整備事業		◆				(H20-21)					
・IB江戸村施設移転整備事業											
・「土清水塩硝蔵跡」復元整備事業										(H24-28)	
・野田山墓地整備事業											
・安江金箔工芸館移転整備事業											
・本多町歴史文化ゾーン整備事業											
・桜橋詰・寺町台界隈整備事業											
・おすすめ観光ルート案内事業											
<b>■農業用排水施設の整備に関する事業</b>											
・長坂用水整備事業											(H27-29)
・大野庄用水整備事業					◆		(H18-23)				
・鞍月用水整備事業						◆	(H21)				
<b>■歴史的建造物修復事業</b>											
・伝統的建造物修復事業						(H10- )◆					
・こまちなみ保存事業						(H6- )◆					
・寺院等土塁山門修復事業						(S45- )◆					
・武家屋敷土塁等整備事業						(S39- )◆					
・かなざわ町家繼承・活用促進事業						(H20- )◆					
・茶屋街こまちなみ修景事業						(H1- )◆					
・文化財保存助成事業						(S24- )◆					
・県指定文化財助成事業						(S26- )◆					
・沿道修景事業						(S58- )◆					
・鉛鏡鏡地貢成事業						(H12- )◆					
・壁外広告物撤去補助事業						(H8- )◆					
・文化財ボランティア活動支援事業						(H20- )◆					
<b>■伝統行事の開催、実施事業</b>											
・第60回金沢「百万石まつり」								◆	(H23)		
・伝統産業技術研修者育成事業											
・金沢市職人工房開設費補助事業											
・加賀宝生子ども塾事業											
・金沢素襷子子ども塾事業											
・金沢工芸子ども塾事業											
・金沢お茶室活用推進事業											
・旧町名復活事業											
・コミュニティ空間保全活用事業											

## 5－5 その他文化的景観の保護に資する事業

景観を維持向上するための施策や阻害要因となる屋外広告物の撤去等、本市の文化的景観の保護に資する事業を以下に掲載する。

表 15 景観形成に関連する事業一覧

事業名	概要
沿道修景事業	民地における沿道部分の外構空間等は、重要な景観構成要素である。本市ではこのような沿道空間において、周辺景観との調和や景観の向上に寄与する工事を促進するため道路に面する部分および駐車場周囲における板塀、土塀、生垣、擁壁等の外構部分の修景に関して助成を行う。
斜面緑地育成事業	本市の特徴的な地形を表す斜面緑地は、重要な景観構成要素であり、斜面緑地の保全・育成を促進することにより、市街地と一体となった魅力ある文化的景観の保護に努める。 斜面緑地保全区域において、遠望風致を保全するために効果的な高木植栽、雨水浸透の促進を兼ねた斜面緑地の保全に有効な駐車場の路面緑化に関する工事について助成を行う。
屋外広告物撤去補助事業	屋外広告物を適切に景観誘導することにより、良好な景観の保護に努める。また、景観上支障となったり、周辺景観を阻害する屋外広告物の撤去に関する工事について助成を行う。

## 第6章 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項

### 6-1 行政

文化的景観を活かしたまちづくりを念頭に、歴史的特性・文脈に基づく復元整備、まちなみや沿道の修景事業等を推進するとともに、伝統技術や伝統芸能等を継承・振興させるため、後継者の育成等事業を積極的に実施・支援する。

施策の実施や評価の段階において、情報の提供及び公開を促進し、市民や事業者等と情報を共有し、様々なニーズの把握に努める。また、文化的景観の保護に関して多くの市民や民間事業者等の参画を促し、その活動を積極的に行う人材の育成にも努める。さらに、市民・事業者等と行政の協働による文化的景観の保護の取り組みを行うため、各種啓発事業を積極的に展開する。

本市における文化財の保護に関する実務について、市教育委員会が市長の事務部局である都市政策局に補助執行させるという形式を探っている。この都市政策局内に文化的景観をはじめとする文化財の保護・活用を担当する「歴史遺産保存部」を設け、文化財を含む市域の歴史的資産全般の保全、整備、指導並びに活用等の業務を一元的に行っている。また、歴史遺産保存部内に各分野の有識者を顧問に迎え「歴史遺産調査研究室」を設置し、市内の有形・無形の歴史文化遺産の情報の集積及び調査・研究を進めている。

そして、文化財保護とまちづくりの整合を図るため、歴史遺産保存部をはじめ土木部、都市計画課、景観政策課など都市整備局の関連部局を「まちづくりフロア」として集中配置することにより庁内の横断的連携を強化している。

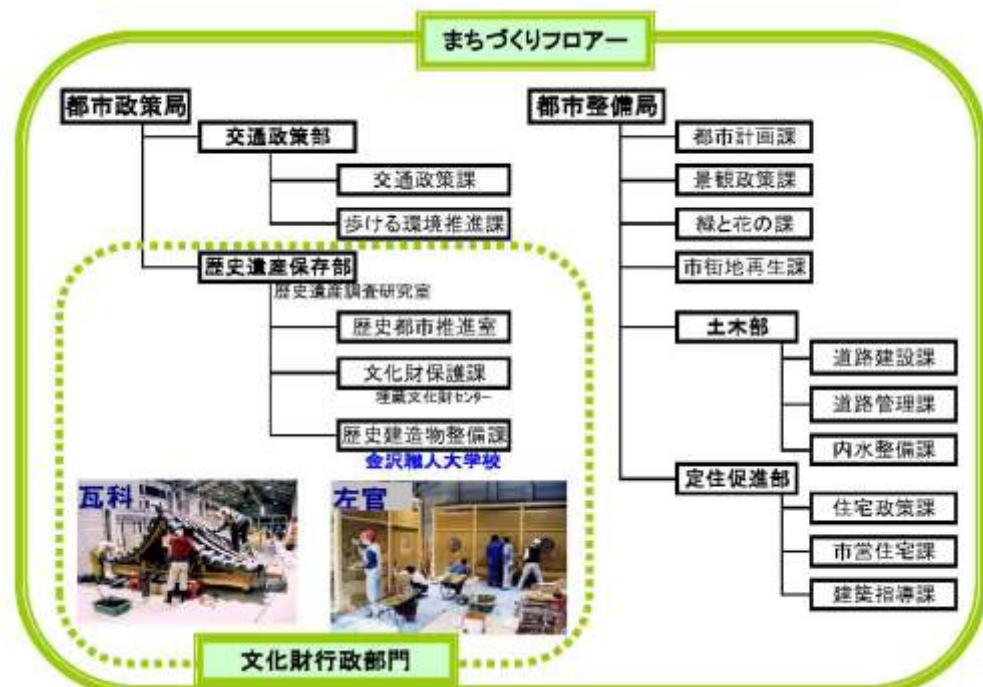


図21 本市における文化的景観保護のための推進体制

## 6－2 市民・民間事業者等

文化的景観の継承は、行政の施策面とともに本市の歴史と伝統文化に対して高いアイデンティティを形成するため、自らの手でその個性と魅力を磨き高めることが重要となる。市民及び民間事業者等がNPOやまちづくり市民団体などの多様な活動を通し、文化的景観の保護の取り組みに積極的かつ主体的に参加することが求められる。

特に民間事業者等においては、本市の文化的景観の価値について深く理解するとともに、その施策等について誠実に協力し、自らもその施策の実現に向けて各々の事業を展開することが求められる。このことから、市民や各種団体との協働による文化的景観の保存・活用を構築していくこととする。

表 16 市民・民間活動の支援に関する事業一覧

事業名	概要
文化財ボランティア活動支援事業	文化的景観を保護していくためには、行政、市民、事業者がそれぞれの役割を果たしていくことが必要である。金沢の歴史遺産を市民協働で保護していくことを目的としてボランティアを育成する。
頑張りまっし商店街支援事業	商店街自らが賑わいを創出し、集客力強化を図るため、やる気を持って頑張る事業を支援し、魅力ある商店街づくりを推進する。
中心市街地賑わい創出事業費補助	広坂や近江町市場などの中心商店街において、地区の商店街が自ら企画して集客力のあるイベントを開催することにより、賑わいを創出し、中心市街地の活性化を図る。

### 6-3 伝統的コミュニティ活動の支援

金沢市街地の特徴である地域コミュニティの基本単位「町会」の区分は、藩政期の町割りが強く影響を与えており、昭和30年代に、ほとんどが新町名に統合・改正されたが、古い町名が「町会」の名前として現在も残り、「町会」を基本とする地域の活動が盛んである。近年では、旧町名を復活する地区が多くみられるとともに、自分たちの手でまちを美しくしようという動きが活発化している。具体的には、住民と行政の間で建築物の意匠や形態、用途などを取り決めるまちづくり協定を結び、地域のことは地域で考え、守る地区が増えている。

このように、藩政期の町割りに由来する地域コミュニティは、周辺環境と相まって金沢らしい雰囲気をつくり、都市景観に大きな影響を与えており、その保護・継承に対する支援を行う。

表17 地域コミュニティ活動の支援に関する事業一覧

事業名	概要
旧町名復活事業	まちの特徴を象徴的に表した、由緒ある美しい旧町名は、その土地の歴史を刻み、人々の営みや情景を映す貴重な歴史的文化資産である。旧城下域の基本単位を成す、町会においては、現在も住居表示以前の旧町名を呼称している場合が多く、地域住民にとって現在も深い愛着をもっている。旧町名の復活推進にかかる活動及び旧町名継承まちづくり協定に基づく活動に対し支援を行い、地域における住民相互の連帯意識の醸成及び住民によるまちづくりの活性化を図る。このことにより本市の歴史と伝統を反映したコミュニティ活動を継承するものである。
コミュニティ空間保全活用事業	金沢は、自然や歴史、文化等を背景に、豊かな人間関係と地域の連帯感を築いてきた。人々が集まり、語らい、地域の絆を育んできた場所が、広見をはじめとするコミュニティ空間である。これらのコミュニティ空間を次世代に継承し、地域の絆・連帯感を醸成する「金沢市における広見等のコミュニティ空間の保存及び活用に関する条例」に基づき、コミュニティ空間（広見、寺社等の境内、袋小路、用水、わき水）を保存活用する団体と市が協定を締結し、保存活用につながる事業に対して支援する。このことにより本市の歴史と伝統を反映したコミュニティ活動を継承するものである。